

東北町立上北中学校の重大事態に関する
再調査報告書
(概要版)

平成30年3月9日
東北町いじめ問題再調査委員会

目 次

第1 当委員会が再調査を開始するに至った経緯.....	- 5 -
1 本件重大事態の発生	- 5 -
2 審議会における調査の経緯	- 5 -
3 再調査要請	- 5 -
4 当委員会の設置及び再調査の開始	- 5 -
第2 本件再調査要請の趣旨.....	- 5 -
第3 審議会調査報告書の概略（ご両親が指摘している不審点に関わるもの等）	- 6 -
1 「4 当該生徒の歩み – 生育歴、学校生活、いじめのエピソードなど」	- 6 -
2 「5 当該生徒をめぐる「死」に関連した情報など」	- 6 -
3 「6 当該生徒の両親と中学校との食い違いの検討」	- 6 -
4 「7 東北町教育委員会教育長から審議会へ諮問された3つの事項について」	- 7 -
(1) 「(1) 諮問事項1 「いじめの有無に関する事実関係について」」	- 7 -
(2) 「(2) 諮問事項2 「死に至った過程や背景について」」	- 8 -
(3) 「(3) 諮問事項3 「再発防止策について」」	- 8 -
第4 当委員会の再調査の方針.....	- 9 -
第5 再調査の経過	- 10 -
第6 再調査により得られた資料	- 11 -
第7 当委員会における検討.....	- 11 -
1 当委員会が認定した事実.....	- 11 -
(1) 3月3日◆小学校と上北中学校の各教諭らによる情報交換.....	- 11 -
(2) 5月30日Aさんのクラスの席替え	- 12 -
(3) 6月1日Bさんの教育相談.....	- 13 -
(4) 6月1日Aさんの教育相談.....	- 13 -
(5) BさんがAさんの椅子を後ろから蹴るようになったこと	- 15 -
(6) Aさんの母への訴え及びご両親の上北中学校への電話相談.....	- 15 -
(7) ご両親の上北中学校訪問とa教諭との面談	- 16 -
(8) 6月13日以降の上北中学校の対応	- 17 -
(9) BさんがAさんの椅子を蹴ることがなくなったこと	- 19 -
2 出来事④がいじめに該当するか否かについての検討	- 19 -
(1) 法2条における「いじめ」の定義及び要件	- 19 -
(2) 本件におけるあてはめ	- 20 -
ア ①児童等に対して	- 20 -
イ ②当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う	- 20 -

ウ	③心理的又は物理的な影響を与える行為であって	- 20 -
エ	④当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの	- 21 -
(3)	結論	- 21 -
(4)	審議会調査報告書の判断の問題点.....	- 21 -
3	出来事⑤が事実として存在したか否かについての検討	- 24 -
(1)	前提事実.....	- 24 -
(2)	検討	- 24 -
(3)	結論	- 25 -
4	出来事④と本件重大事態発生との間の因果関係についての検討	- 25 -
(1)	因果関係判断の基本的な考え方	- 25 -
(2)	本件におけるあてはめ	- 26 -
(3)	結論	- 26 -
5	ご両親の言い分と上北中学校の言い分との食い違いについての検討.....	- 26 -
(1)	ご両親の言い分と上北中学校の言い分との食い違い	- 26 -
(2)	当委員会の判断.....	- 27 -
(3)	判断の理由	- 27 -
ア	前記(1)①ないし③について	- 27 -
イ	前記(1)④について.....	- 31 -
ウ	前記(1)⑤について.....	- 34 -
(4)	審議会調査報告書の判断の問題点.....	- 36 -
ア	審議会調査報告書の判断の概要.....	- 36 -
イ	前記食い違い（1）についての判断の妥当性についての検討	- 36 -
ウ	前記食い違い（2）についての判断の妥当性についての検討	- 39 -
6	小学校の頃のAさんとBさんに関するエピソードについての検討	- 40 -
(1)	問題の所在	- 40 -
(2)	審議会調査報告書において報告されたエピソード	- 40 -
(3)	Aさんが遺したメモ中の記載（審資8）	- 40 -
(4)	当委員会の調査により新たに判明した事項	- 40 -
(5)	総括	- 41 -
7	上北中学校の不適切対応についての検討	- 42 -
(1)	概説	- 42 -
(2)	BさんにAさんのサポートを頼んだことの不適切性	- 44 -
ア	上北中学校はAさんが特別な支援を要する生徒であると認識していた.....	- 44 -
イ	Bさんにサポートをさせる手法を採用したことに合理的根拠のないこと ...	- 45 -
ウ	Aさん及びご両親に説明せず事前の同意も得ていないこと	- 46 -
エ	ピアサポートの前提となるサポートーとしての訓練がないこと	- 47 -

オ 小括	- 48 -
(3) Aさんから出ていたサインを看過し適切な対応を取らなかったこと	- 48 -
ア 6月1日Aさんの教育相談	- 48 -
イ 6月14日Aさんからの聴取り	- 49 -
(4) Aさん及びご両親に終始説明せず同意も得なかつたこと	- 51 -
ア 本件席替え又は6月1日Bさんの教育相談の前	- 51 -
イ 6月1日Aさんの教育相談	- 52 -
ウ 6月13日までに母が電話又は訪問により椅子蹴りの被害を訴えた時点 ...	- 52 -
エ 6月14日Aさんからの聴取り	- 52 -
オ 学年会議等で同月15日までにいじめと判断した時点	- 53 -
カ 上北中学校のいう6月21日サポート中止の時点	- 53 -
(5) 法、町基本方針及び中学校基本方針に定める手続の不履行ないし不遵守	- 54 -
ア 報告義務違反	- 54 -
イ 対策委員会の不開催	- 54 -
ウ 報告義務違反、対策委員会の不開催に係る上北中学校の説明	- 55 -
エ Aさんやご両親への支援、Bさんへの指導等を怠つたこと	- 56 -
オ 教師用チェックリスト及びアンケートの実施上の不備	- 57 -
(6) 上北中学校における審議会調査報告書の検討状況について	- 57 -
8 いじめアンケートに関する問題	- 58 -
(1) いじめアンケートの概要	- 58 -
(2) 問題発覚の経緯	- 59 -
(3) いじめアンケートについての上北中学校教職員の説明	- 59 -
ア h教諭の説明（平成29年8月30日）（再資21）	- 60 -
イ h教諭の説明（平成29年10月2日）（再資52）	- 60 -
ウ a教諭の説明（平成29年9月11日）（再資27）	- 61 -
エ a教諭の説明（平成29年9月28日）（再資47）	- 61 -
オ g講師の説明（平成29年9月11日）（再資28）	- 61 -
カ f学年主任の説明（平成29年9月11日）（再資26）	- 62 -
キ i教頭の説明（平成29年9月5日）（再資27）	- 62 -
ク c校長の説明（平成29年9月19日）（再資34）	- 62 -
(4) いじめアンケートについての上北中学校の報告	- 63 -
ア 5月いじめアンケートの存否を本件重大事態後に確認したか	- 63 -
イ 存否確認の結果	- 63 -
ウ 5月いじめアンケートをまとめたものが残っているか	- 64 -
エ 平成27年度に実施したいじめアンケートの存否等	- 64 -
オ 本件重大事態後にいじめアンケートの保管方法等を定めた経緯	- 64 -

(5) 問題点	- 64 -
ア 保管方法の定めがなかったこと	- 64 -
イ 本件重大事態発生後に定めた保管期間も十分とはいい難いこと	- 65 -
ウ 5月いじめアンケートの検証が不可能になったこと	- 65 -
エ 上北中学校教職員の説明及び同中学校の報告の不審点	- 66 -
9 本人の特性、思春期の特性などを自死の原因に挙げることの適否	- 68 -
第8 再発防止策の提言	- 69 -
1 ピアサポート的手法採用上の注意点	- 69 -
(1) 特別の支援を要する生徒への対応	- 69 -
(2) インフォームド・コンセント	- 69 -
(3) サポーターの事前訓練、サポート実施中のチェック及びフォロー	- 69 -
(4) 不適当であることが判明した場合には躊躇なく中止すべきこと	- 70 -
(5) その他の心構え	- 70 -
2 いじめられている生徒からのサインを見逃さないための注意点	- 70 -
(1) 法2条の「いじめ」の定義及び要件を精密に理解すべきこと	- 70 -
(2) いじめ防止対策に資する研修の実施	- 70 -
(3) いじめられている生徒に対する聴取りは慎重に実施すべきこと	- 70 -
(4) いじめを見聞きしている可能性のある生徒への聴取りも実施すべきこと	- 70 -
3 町基本方針及び中学校基本方針を遵守すべきこと	- 71 -
(1) 町教委への報告を速やかにすべきこと	- 71 -
(2) いじめ・不登校等対策委員会を開催すべきこと	- 71 -
(3) いじめ防止対策評価アンケート等の実施、回収、管理	- 71 -
4 いじめアンケートで回収したアンケート用紙を保管すべきこと	- 71 -
5 その他本件で教訓とすべきこと	- 71 -
(1) 情報交換で小学校から得た内容を中学校は鵜呑みにしないこと	- 71 -
(2) 審議会調査報告書及び本報告書を精査すること	- 71 -
6 上北中学校はご両親等への謝罪をすること	- 71 -
おわりに	- 73 -

第1 当委員会が再調査を開始するに至った経緯

1 本件重大事態の発生

平成28年8月19日、東北町立上北中学校（以下「上北中学校」という。）1年★組（以下「本件学級」という。）の生徒であるAさんが、自宅の小屋において自ら首を吊って死亡した（以下「本件重大事態」という。）。

同日、上北中学校長より東北町教育委員会（以下「町教委」という。）へ重大事態発生の報告をされた。

2 審議会における調査の経緯

町教委は、同年9月2日、東北町いじめ防止対策審議会（以下「審議会」という。）に対し、本件重大事態の調査を諮問した。

前記諮問を受け、審議会は、同日から同年12月26日までの間に、審議会（全12回）及び調査部会（全11回）を開催して、平成28年12月26日付で町教委に対し、東北町立上北中学校の重大事態に関する調査報告書（以下「審議会調査報告書」という。）を提出した。

3 再調査要請

審議会調査報告書について、Aさんのご両親（以下、単に「ご両親」という。）より、平成29年1月11日付で東北町長に対し、「内容の一部について不審点があるため、再調査を求め」る旨の再調査要請書を提出された（以下「本件再調査要請」という。）。

4 当委員会の設置及び再調査の開始

本件再調査要請を受け、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）30条2項の調査を行うため、東北町いじめ問題再調査委員会条例に基づき、当委員会が設置された。

東北町長は、平成29年3月27日、当委員会に対し、審議会調査報告書についての再調査を求め、同日、当委員会は、再調査を開始したものである。

第2 本件再調査要請の趣旨

ご両親は、本件再調査要請において、審議会調査報告書に対する不審点24項目を列挙するとともに、次のとおり4つの事項を要請している。

- ① 遺書（メモ）に残された言葉を第一に考えて頂きたい。なぜ名前を書いてあるにもかかわらず、聞き取りが出来ないのか。納得のいく事実確認を希望します。
- ② 本人の特性のみを挙げ（いじめられた児童生徒の立場に立って）調査が行われていない。
- ③ 「遺族に寄り添って」と何度も言われたが、学校側の意見を重視していると感じました。学校側の隠蔽があったことはわかっているので、食い違いではなく、教育者として嘘偽りのない回答を出して頂きたい。
- ④ 交友関係の証言が盛り込まれていない。学校側の圧力を解除して、自由に正直に発言できるようにして頂きたい。

第3 審議会調査報告書の概略（ご両親が指摘している不審点に関わるもの等）

審議会調査報告書の概略は次のとおりである（特に、ご両親が指摘している不審点に関わるもの、ご両親が疑義を感じていると考えられるものを以下記す。）。

1 「4 当該生徒の歩み — 生育歴、学校生活、いじめのエピソードなど」

同項では、乳幼児期から東北町立◆小学校（以下「◆小学校」という。）在学時を経て上北中学校在学時までの各時期におけるAさんの生活状況等を、ご両親からの聞き取り（審資22）、◆小学校及び上北中学校の学校関係者からの聞き取り（審資18、19、23、24）並びに上北中学校の報告書（審資12、13）等の資料に基づき整理している（5ないし24頁）。

2 「5 当該生徒をめぐる「死」に関連した情報など」

同項では、Aさんが遺したメモ（審資7、8）に、小学4年生の頃と小学6年生の頃に自殺を考えたとの記述があるが、ご両親及び学校関係者からの聞き取り、Aさんの小学4年生から6年生までの間の各学年次において採られたいじめアンケートからは、メモの記述に該当するいじめが発見されなかったことから、「明らかに現実との乖離が認められており、当該生徒の「心の中」で何かが起きていたのであろうと推察された」としている（25頁）。

また、Aさんが上北中学校入学後に発した「死」をめぐる発言として、同級生のCさん、同じ部活動のDさん及びご両親がそれぞれ聞いた発言や、発言された状況を記している（25頁）。

3 「6 当該生徒の両親と中学校との食い違いの検討」

同項では、「(1) 6月13日（月）と6月17日（金）の食い違いについて」「(2) 当該生徒の母親が中学校に対し、当該生徒が家庭内で死をめぐる発言をしていたことを、いつ伝えたか」の2点において、ご両親の言い分（審資22）と上北中学校の報告書（審資12、13）で報告された内容との間に食い違いがあるとして、その当否を検討している（26ないし28頁）。

前記（1）の点について、「本審議会では、当該生徒の母親が中学校に来校した日にちについて、3つの調査を行った」とし（審議会のいう「3つの調査」とは、①同級生のEさんの母への書面調査（審資28）、②a生徒指導主事（以下「a教諭」という。）及びb養護教諭への書面調査（審資29）、③c校長への書面調査（審資32）である。）、結論として、「当該生徒の母親が中学校に来校した日にちを、6月17日（月）であると判断した」（下線部原文ママ。前後の文脈から考察して、「6月17日（金）」の誤記であろう。）。審議会は、上北中学校の報告書で報告された内容の方を真実であると認定したものである（26ないし27頁）。

前記（2）の点について、Aさんの母が上北中学校に対しAさんが家庭内で死をめぐる発言をしていたことを伝えた時期について、「当該生徒の母親の言い分がもっともあると考えたとしつつも、「本審議会では、これ以上の調査は困難であると判断した」

として、結論を出していない。なお、「中学校においても、時期については当該生徒の両親の言い分と異なるものの、当該生徒の死をめぐる発言について、これを認識したこと自体を否定するものではな」い、「本審議会においても、当該生徒の母親から中学校に対し当該生徒が家庭内において死をめぐる発言をしたことが伝えられたこと、これを受けて中学校が、当該生徒が死をめぐる発言をしていたことについて認識したこと、は明らかであると判断している」と付言している（27ないし28頁）。

4 「7 東北町教育委員会教育長から審議会へ諮問された3つの事項について」

同項では、町教委教育長から諮問された3つの事項（いじめの有無に関する事実関係、死に至った過程や背景、再発防止策の3事項。平成28年9月2日付け東北教学第449号諮問書（52頁）参照。）について、調査結果を報告している（29ないし47頁）。

(1) 「(1) 諒問事項1「いじめの有無に関する事実関係について」」

同項では、Aさんに対する「いじめの有無に関する事実関係（出来事）を調査し、検討した」とし、「中学校入学後の出来事」として次の6つの出来事を挙げ、それらの各出来事が事実関係として存在したのかどうか、存在したとしてその出来事が法2条1項の「いじめ」にあたるかどうかを検討している（29ないし30頁）。

出来事①：一部の女子生徒たちから「汚い」と言われることがあった

出来事②：所属していた部内で、寝癖がついていたときに、一部の男子生徒たちから「ワックス」というあだ名で呼ばれることがあった

出来事③：一部の女子生徒たちから「かわいい」と言われることがあった

出来事④：授業中に、B君から椅子を蹴られることがあった

出来事⑤：B君から「中2病」などとからかわれることがあった

出来事⑥：F君から「歯扱い」されたり、机を叩かれたりすることがあった

その検討結果については、出来事①、②、③及び⑥については、事実関係として存在することを確認し、うち出来事①、③及び⑥をいじめであったと認定している。出来事②は、Aさんが「嫌がることなく、むしろ喜んでいた」として、いじめと認定していない。

出来事④については、「事実関係として存在することを確認した」としつつ、「B君は学級担任から当該生徒の支援を依頼されており、当該生徒が授業に集中していない時などに、真後ろに座っていたB君が当該生徒に合図を送る目的で行っていた行為であった」とし、さらに、「通常の「足で椅子を蹴る」というのとは明らかに異なる行為であると考え、事実関係として存在することを確認したものの、「いじめ」と判断するには至らなかった」として、いじめと認定していない。

出来事⑤については、「B君から「中2病」「女の子と話してばかりいて」「日本語がおかしい」などとからかわれることがあった」との事実関係について、「学校が実施した全校生徒対象のアンケート調査では、そのような事実関係が存在することを確認することはできなかった。本審議会で実施したB君からの聞き取り調査でも、そ

のような事実が存在したことを確認することはできなかった」として、事実として存在することを確認していないとしている。

(2) 「(2) 質問事項2「死に至った過程や背景について」」

同項では、Aさんが自殺に至った過程や背景について、「当該生徒が「いじめ」と認知した出来事だけではなく、「本人の特性」「小学校から中学校への大きな環境の変化」「中学校における支援体制」「思春期の心性」「2学期を迎える直前の不安や緊張」などの様々な背景が、複合的に関与していたものと判断した」とまとめている(30ないし33頁)。

(3) 「(3) 質問事項3「再発防止策について」」

同項では、法2条1項において、いじめは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義されていること、「平成28年度国第1回いじめ防止対策協議会（6月30日）資料6「いじめ」の定義の解釈について（論点ペーパー）では、下記の4要件が示されている」ことを確認し、次のaからdまでの4要件を全て満たす事象がある場合に、いじめが成立することとなるものであることを確認している。

a 行為者及び客体の属性

行為者も客体（実行行為の対象となった者）も児童生徒であること

b 行為者と客体との関係

行為者と客体との間に一定の人的関係が存在すること

c 実行行為

行為者が客体に対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと

d 心身の苦痛の発生

客体が実行行為により心身の苦痛を感じたこと

その上で、前記出来事④（以下、単に「出来事④」という。）について、前記4要件のうちa、b及びcを満たし、dについても「教育相談の記録やメモの内容から当該生徒が心理的苦痛を受けていたことは明らかであった」とし、結局、前記4要件を全て満たすとした。

しかしながら、「実際には、加害者とされる生徒が行った行為は、教師から依頼されて行った椅子の座板をトントンと叩き合図を送る行為であり、本人の捉え方と周囲の生徒・教職員の捉え方には大きな認識のずれがあった」とし、「本審議会は、この出来事につき、いじめと判断するには至らなかった」とした(37ないし42頁)。

一方で、上北中学校がAさんの同級生であるBさんに対しAさんの支援をお願いしたことについて触れ、「中学校の対応は、本来、学校が負うべき支援の責任の一端を同級生に託したとも捉えられ、それが正しい判断であったかに疑問が残る。当該生

徒の同意が得られないまま、同級生に対し一方的に支援を依頼するということは、生徒間に「助けられる者」と「助ける者」という固定的な役割行動を与える、両者にいじめの要因の1つである「力の不均衡」(Olweus,1999)を発展させる可能性があるため、その判断には慎重さが求められた」「近年、児童生徒同士で支援を行う仕組みであるピアサポート・スキーマの有効性が広まりつつあるが、子どもたちがピア・サポートとして活動するためには、「傾聴」や「自己主張」「リーダーシップ」などのスキルについて体系的な訓練を受けることが必要である(Cowie&Smith,2010)。こういった教職員からの明確なサポートなしに、子どもに支援を依頼することは避けなければならない」と述べ、上北中学校がBさんに対しAさんの支援をお願いした判断が慎重さを欠くものであり、教職員から何らの訓練やサポートを受けていないBさんにAさんの支援を漫然とお願いしたことを問題視している（45頁）。

第4 当委員会の再調査の方針

当委員会の再調査の方針については、当委員会が再調査を開始するに至った経緯が、前記第1記載のとおり、審議会調査報告書についてご両親より本件再調査要請をされ、これを受け当委員会が設置され審議会調査報告書についての再調査を開始したものであることから、次のとおり定めた。

すなわち、本件重大事態について、一般的網羅的に、いじめの有無に関する事実関係、死に至った過程や背景、再発防止策等を調査し直すような再調査を行うものではなく、また、審議会調査報告書を全面的にチェックするような再調査を行うものでもない。あくまで、基本的には、本件再調査要請に基づき、ご両親が審議会調査報告書の中で不審点として指摘された24項目及び要請された4項目に関する検討を行うこととした。こうした検討を行う中で、審議会の調査が不十分であると判断した場合には、当委員会においてさらに必要な調査を行い、調査の結果、新たな事実が判明し、或いは学校側の不適切な対応等があることが判明した場合には、それらを指摘し、又は審議会の調査 자체を是認できないと判断した場合には、そのことを指摘するとともに当委員会の調査結果を示すこととした。

具体的には、ご両親が指摘しているとおり、Aさんのメモ（審資7、8）には、自殺の原因がBさんからのいじめにあることを示唆する言葉が書き残されているのである。そして、Aさんが自殺した日のわずか2ないし3か月前という近接した時期において、Bさんによる行為である出来事④があったとされ、また、Bさんによる行為とされる前記出来事⑤（以下、単に「出来事⑤」という。）があったのではないかと疑われているのである。そうであるとすれば、当委員会における再調査においてなすべきことは、審議会調査報告書において、前述のとおり、出来事④について、「事実関係として存在することを確認したものの「いじめ」と判断するには至らなかつた」との判断及び出来事⑤について、「そのような事実が存在したことを確認することはできなかつた」との判断についての適否ないし妥当性の調査・検討ということになる。

ところで、Bさんが出来事④の行為に及んだ経緯としては、Aさん、Bさんらが◆小学校から上北中学校へ進学するにあたり両校の教職員で持たれた情報交換（平成28年3月3日）において、◆小学校から上北中学校へ、Aさんの面倒をBさんが見てくれていたとの両者の関係についての情報が引き継がれ、上北中学校がこの情報に依拠してBさんの座席をAさんの座席の真後ろに配置するという席替えをするとともにBさんにAさんの支援を頼んだ、という経緯がある。そうすると、BさんとAさんとの関係が◆小学校在学当時からどうであったのか、ということについても遡って調査する必要があると考えられたことから、当委員会では、◆小学校時代におけるAさんとBさんとの関係についても調査した。

第5 再調査の経過

当委員会は、これまで次のとおりの委員会及び調査部会を開催して再調査を行ってきた。

（平成29年）

- ① 3月27日 第1回委員会
- ② 4月27日 第2回委員会
- ③ 5月23日 第3回委員会
- ④ 6月15日 第4回委員会
- ⑤ 6月22日 第1回調査部会
- ⑥ 7月3日 第5回委員会
- ⑦ 7月24日 第2回調査部会
- ⑧ 7月25日 第3回調査部会
- ⑨ 7月27日 第6回委員会
- ⑩ 8月4日 第4回調査部会
- ⑪ 8月7日 第7回委員会
- ⑫ 8月17日 第8回委員会
- ⑬ 8月30日 第9回委員会及び第5回調査部会
- ⑭ 9月5日 第6回調査部会
- ⑮ 9月11日 第7回調査部会
- ⑯ 9月15日 第8回調査部会
- ⑰ 9月19日 第10回委員会及び第9回調査部会
- ⑱ 9月22日 第10回調査部会
- ⑲ 9月25日 第11回調査部会
- ⑳ 9月28日 第12回調査部会
- ㉑ 9月29日 第11回委員会及び第13回調査部会
- ㉒ 10月2日 第14回調査部会
- ㉓ 10月13日 第12回委員会

- ②⁴ 10月27日 第13回委員会
②⁵ 11月9日 第14回委員会及び第15回調査部会
②⁶ 11月24日 第15回委員会
②⁷ 12月4日 第16回調査部会
②⁸ 12月8日 第16回委員会
②⁹ 12月28日 第17回委員会
(平成30年)
③⁰ 1月18日 第18回委員会
③¹ 2月26日 第19回委員会
③² 3月5日 第17回調査部会
③³ 3月9日 第20回委員会

第6 再調査により得られた資料

当委員会における再調査の結果、別紙資料一覧表記載の各資料を得た。

本報告書において前記資料を引用ないし援用する場合、資料番号を「再資〇」との要領で示すこととする。なお、審議会調査報告書3ないし4頁記載の「学校、関係機関及び関係者から提供された資料」については、資料番号を「審資〇」との要領で示すこととする。

第7 当委員会における検討

本項において、単に月日のみを記載した場合には、全て平成28年のものとする。

1 当委員会が認定した事実

当委員会における調査の結果、概要、次の事実を認めることができる。

(1) 3月3日◆小学校と上北中学校の各教諭らによる情報交換

Aさんが◆小学校6学年に在籍し、上北中学校への進学を間近に控えた3月3日、◆小学校において、同小学校の教諭らと上北中学校の教諭らが集まり、進学予定の児童の情報を小学校側から中学校側へ引き継ぐ情報交換の会が持たれた（以下、単に「情報交換」という。）。

情報交換に参加した教諭は、◆小学校側はAさんの在籍するクラスの学級担任であるd教諭とe校長の2名であり、上北中学校側は次の4月から第1学年の学年主任となるf教諭（以下「f学年主任」という。）と同じく4月から1年▲組の学級担任となるg講師の2名である。

d教諭は、児童全員について、それぞれ情報を記載した「平成28年度入学生 学級編制一覧表」（以下「一覧表」という。）（審資14）を事前に作成し、これを情報交換において上北中学校側へ交付した（再資11）。

d教諭が当初作成した一覧表においては、Aさんの欄に、Bさんが面倒をみてくれているという記載はなかった。また、Bさんの欄に、Aさんの面倒をみるという記載はなかった。

d 教諭は、口頭でも、Aさんについて、いじめの対象にならないように配慮してあげてほしい、ということを伝えたが、積極的に「サポートが必要だ」というような伝え方はしていない（再資 1 1）。

また、d 教諭は、AさんとBさんとの関係について、積極的に「AさんがBさんに面倒を見てもらっている」「BさんがAさんの面倒を見ている」という話をしたものでもない（再資 1 1）。

ところが、上北中学校側では、情報交換を終えた後に、一覧表に情報を次のとおり追記している。すなわち、Aさんの欄には、「Bが面倒をみてくれている」と赤色文字で追記し、Bさんの欄には、「Aの面倒をみる」と赤色文字で追記した。いずれもg 講師が d 教諭から提供されたデータに追記したものである（再資 2 8, 4 6）。

g 講師も f 学年主任も、赤色文字で追記したのは、情報交換において d 教諭から口頭で説明を受けた情報である旨述べているが（再資 2 8, 4 6），前述のとおり、g 講師の追記した内容と d 教諭が口頭で伝えたと述べる内容との間には齟齬がある。

(2) 5月30日 Aさんのクラスの席替え

上北中学校では、5月30日、第1学年の全学級（1年●組、1年▲組及び本件学級の3学級）において一斉に席替え（以下「本件席替え」という。）を行った。

h 教諭は、特別な支援を要する生徒であるとかねてより認識していたAさんのために、◆小学校でAさんと同じクラスであったBさんを含む3名の生徒の各座席をAさんの座席に近づけて配置した。h 教諭は、そのような座席配置にすることによって、BさんらにAさんをサポートしてもらおうと考えたし、Aさんにとって同じ小学校の生徒たちが近くにいた方が安心できるだろうとも考えた（再資 2 1）。

なお、h 教諭は、前記のとおりの考えのもとにBさんらの各座席をAさんの座席に近づけて配置するような本件席替えを行うことについて、f 学年主任に事前に相談した（再資 2 6）。

そもそも、本件席替えは第1学年の全学級が一斉に実施しているものであり、席替えの案について f 学年主任があらかじめ確認し、了承していた（再資 4 7）。

f 学年主任は、Aさんが特別な支援を要する生徒であるということを、自らも◆小学校との情報交換に出席して同小学校の教諭から情報を得るなどして認識していたが、そのAさんのサポートを他の同級生に行わせるという考えを h 教諭から聞いていながら、何らの異議も注意事項も述べなかつた。Bさんらによるサポートが適切に行われるかどうか、Bさんらによってどのような内容のサポートが行われているか、AさんがBさんらのサポートによって苦痛を感じることがないか、などの諸々の点をチェックしていくように、などという注意事項を指摘することもなかつたし、Aさんに対して自身のサポートを周囲の席のBさんにお願いしているという事実をあらかじめ伝えておくようにとの指示を出すこともなかつた（再資 2 1, 2 6, 4 6）。

(3) 6月1日Bさんの教育相談

本件席替え後の5月下旬から6月上旬にかけて、本件学級では、学級担任が学級の生徒と個別に面談して話を聞く教育相談が行われた（以下、単に「教育相談」という。）。

6月1日に、Bさんの教育相談、次いで、Aさんの教育相談が行われた。

h教諭は、Bさんの教育相談において、Bさんに対し、Aさんのサポートを頼んだ。具体的には、「小学校の時も助けてたって聞いてたんだけど、授業中とか、ぼーっとしてたら、『A、今やるんだよ』とかというふうにやってちょうだい」と言って頼んだ（審資19の原音声、再資21）。

そうしたところ、Bさんはこくつと頷いていたが、もともとBさんはあまり自己主張をする生徒ではなく言葉も少ない生徒であるとh教諭は認識していたので、頷くだけでそれ以上に言葉はなかったとしても、了解したものと捉えた。Bさんが嫌がっている様子も見られなかった（審資24、再資21）。

h教諭は、Bさんに対してだけでなく、Eさんに対して、Bさんとは別の機会に、Aさんのサポートを頼んでいた（再資45）。しかし、そのことをBさんに言っていたため、Bさんは、Aさんのサポートを頼まれたのが自分一人だけであると考えていた（再資68、72）。

h教諭がBさんに伝えたことは前記のとおりであり、このほかに、サポートの程度、態様が行き過ぎにならないようにという注意や回数に上限を設けるなどの対策を何らしなかった（再資21）。

(4) 6月1日Aさんの教育相談

h教諭は、Bさんの教育相談を終えた後、同じ日に、16時50分から17時までの時間枠において、Aさんの教育相談を行った（審資14）。

h教諭は、Aさんの教育相談において、Aさんに対し、BさんにAさんのサポートを頼んだことを伝えなかった（再資21）。h教諭からAさんに対し、Bさんにサポートを頼んだことについて、最後まで伝えることのないまま本件重大事態が発生するに至った。

Aさんの教育相談において、ひととおりの話が終わって、最後にh教諭の方から、何か困っていること、聞いてほしいことはないかと聞いたところ、Aさんは、「といえば、小学校の頃から何かに付けて、B君が、僕のことを突つついたり、椅子を蹴ったりしてくる。席が近くなったので、それが嫌だ」と述べた（審資14、19、再資17、21）。

h教諭は、「じゃあ今この席になって、まだ3日くらいしか経っていないが、何かされたの？」と聞いたところ、Aさんは「今のところは・・・」と答えた。h教諭は、「席は近くなったけれども、周りに知っている子がいた方がよいと思って、B君の近くにしたんだけれども、先生も見ていくから、A君も何かあったら教えてね」と話した（審資19）。

このようにh教諭は、教育相談において、Aさんから、小学校の頃からBさんが突ついたり椅子を蹴ったりしてくるなどのちょっかいを出されてきたこと、そのこともあって本件席替えでBさんと席が近くなつたことを嫌がっていることを聞いた。これに対し h 教諭は、Aさんの近くに◆小学校の頃からの同級生で知っている生徒がいた方がよいと思っての座席配置であることを伝えるのみで、それ以上に、BさんにAさんのサポートを頼んだことを伝えなかつた。

もっとも、h教諭は、それまでは、Aさんが小学校の頃からBさんに面倒を見てもらっていたと認識したので、このとき、Aさんから、実はBさんのことをあまり好意的に思っていないこと、席が近くなつたことを嫌がっていることを知られ驚くとともに、直前のBさんの教育相談においてAさんのサポートを頼んだ直後だったので、「どうしよう」などと思った（再資21）。

h教諭は、その日のうちに、職員室に戻つてから、教育相談でAさんから出た話について、f学年主任に報告した（再資21，26）。i教頭まで報告されている（再資24）。

i教頭は、h教諭からの報告を受け、Aさんから出た話が情報交換で聞いていた情報と違うという印象を持つたが（再資24）、Aさんから出た話に基づいて、サポート中止を指示したり、席替えのやり直しを指示するということはなかつた。

本件席替えを実施してから教育相談までの2～3日の間でBさんにちょっかいを出されたことはない旨のAさんの申告であったことや、本件席替えを実施したばかりの段階で席替えをやり直すことは例外を認めることになるので、Aさんの座席からBさんの座席を離すという席替えのやり直しはせずに様子を見ていくこととなつた（再資21）。

h教諭は、この時点で、Bさんにサポートの中止を伝えることもしなかつた（再資21）。

また、h教諭は、この時点で、BさんにAさんのサポートを頼んだことを、Aさんの保護者にもBさんの保護者にも伝えなかつた（再資21）。

h教諭がBさんの保護者に、BさんにAさんのサポートを頼んだことを伝えたのは本件重大事態発生後である（再資21）。

h教諭がAさんの保護者に、BさんにAさんのサポートを頼んだことを伝えたかどうかについては、後に述べるように、h教諭の言い分とご両親の言い分との間に食い違いがある。h教諭の言い分は6月13日にご両親に伝えたというものであり、ご両親の言い分は本件重大事態発生まで伝えられていないというものである。当委員会は、h教諭がAさんの保護者に、BさんにAさんのサポートを頼んだことを伝えたことは本件重大事態発生までなかつたものと認める（後記「5 ご両親の言い分と上北中学校の言い分との食い違いについての検討」参照）。

(5) BさんがAさんの椅子を後ろから蹴るようになったこと

6月1日教育相談の後、BさんがAさんの後ろから、Aさんの椅子を蹴るようになった。

Bさんは、Aさんがぼーっとして黒板以外の方を向いているときなどに、注意を促すため、Aさんの座っている椅子をトントンと蹴って合図をした（審資12, 27）。

BさんがAさんの椅子をトントンと蹴る行為の強さについては、それほど強い力や勢いをもって蹴ったものではないようであるが、回数については、一回だけでなく複数回であった（再資45, 63）。

(6) Aさんの母への訴え及びご両親の上北中学校への電話相談

Aさんは、学校から帰宅すると、母にBさんから椅子を蹴られることを相談した。後ろの席のBさんから椅子を蹴られるのが嫌だ、と度々訴えるようになった（審資22, 再資49, 54）。

母はh教諭に電話をかけ、Aさんから訴えがあったことを伝え相談したが、h教諭からは、席替えをしたばかりなのすぐには席を替えられない、と即答された（再資49）。期末テスト（6月28, 29日）が終わるまでは席替えはできない、とも言われた（再資54）。

なお、母がh教諭に電話をかけてAさんからの訴えを伝えた時期については、後に述べるように、上北中学校の言い分とご両親の言い分との間に食い違いがある。上北中学校の言い分は母からの電話は6月13日に1回だけあったというものであり、ご両親の言い分は6月13日（月）には訪問をしたのでありその前の週までに2回電話をかけたというものである。当委員会は、ご両親の言い分には曖昧な点もあるものの、基本的にはご両親の言い分が信用できると判断し、母がh教諭に電話をかけてAさんからの訴えを伝えた時期等について、6月13日（月）の前の週、すなわち遅くとも6月10日（金）までに2回かけたものと認める（後記「5 ご両親の言い分と上北中学校の言い分との食い違いについての検討」参照）。

ご両親は、Bさんによる椅子蹴りも止んでいないようであるし、Aさんから死を意識した発言や、登校を嫌がる発言が出るようになったことから、いよいよただ事ではないと危機感を募らせた。

そこで、母はh教諭に2回目の電話をかけ（その時期が遅くとも6月10日（金）まであることは既に述べたとおりである。）、Aさんからの訴えを全て（死を意識した発言が出るようになったことを含む。）伝えた上で、面談を申し入れた。母としては、危機感を募らせていていたことから、その日のうちに面談してほしいという思いであったが、h教諭からは、6月13日（月）からフリースクールなので6月13日に来てはどうか、と提案された。母は、その日のうちに面談してほしいという思いであったのに、6月13日まで時間を置かれることについて、h教諭に危機感が欠けているように感じられたし、h教諭が事態をあまり深刻に受け止めていないように感じた

(再資 4 9)。

なお、母が h 教諭に対し、Aさんが死を意識した発言をしていることをいつ伝えたのかについては、後に述べるように、h 教諭の言い分とご両親の言い分との間に食い違いがある。h 教諭の言い分は 7 月 25 日の三者面談で、Aさんを前に母から伝えられたか、そうでなければ 7 月 7 日の参観日で伝えられたかもしれない、というものであり、ご両親の言い分は 6 月上旬（6 月 13 日よりも前の日である。）の 2 回目の電話で伝えたというものである。既に述べたとおり、当委員会は、ご両親の言い分には曖昧な点もあるものの、基本的にはご両親の言い分が信用できると判断していること、とりわけ、この食い違いについての h 教諭の説明には不自然、不合理な点が多く信用できないものと考えており、ご両親の言い分のとおり、6 月上旬の 2 回目の電話で母が h 教諭に伝えたものと認める（後記「5 ご両親の言い分と上北中学校の言い分との食い違いについての検討」参照）。

(7) ご両親の上北中学校訪問と a 教諭との面談

ご両親は、6 月 13 日、上北中学校を訪問しようとして、あらかじめ同中学校に電話をかけ、何時に訪問すればよいか聞こうとした。

ところが、上北中学校からは、h 教諭が不在であり、代わりに a 教諭が対応する、と言われた。ご両親は、やむを得ず a 教諭と話をするため、そのまま同中学校を訪問することにした（再資 4 9）。

Aさんの父（以下、単に「父」という。）が母を車に乗せていった。父は、同中学校の駐車場に車を停め、母のみ車を降りて校内に入った。父はそのまま車内で待っていた。なお、母は、校内に入る際に、職員室前の玄関に備え置かれている来客名簿に記帳していない（再資 4 9）。

母が校内に入ると、応接セットのある部屋に通され、a 教諭が対応した。

母は、a 教諭に対し、Aさんが B さんから椅子を蹴ってこられて嫌がっているという話、h 先生にそのことを伝えるも席替えをしたばかりなので今は替えられないと言わされた話もした。母は、a 教諭に対し、Aさんが死にたいというような言葉まで口にするようになったので、誰かから何かしら快くないことを言わされたのでなければそのようなことは口にしないのではないか、中学校の方では何かないですか、などと相談した（再資 4 9）。a 教諭からは、本人たちから話を聞いて、指導して様子を見ます、と言われた（審資 2 0）。

a 教諭との面談後に、h 教諭から電話がかかってきたことはない（再資 5 4）。

なお、ご両親の上北中学校訪問及び a 教諭との面談の時期についても、後に述べるように、上北中学校の言い分とご両親の言い分との間に食い違いがあり、上北中学校の言い分は 6 月 17 日であるが、ご両親の言い分は上で述べたとおり 6 月 13 日である。また、このことに関連して、6 月 13 日の母から上北中学校への連絡手段は電話だったのか訪問だったのかということについても、上北中学校の言い分とご両親

の言い分との間に食い違いがあり、上北中学校によれば、母から電話がかかってきて h 教諭が話したというものであるが、ご両親の言い分は上で述べたとおりご両親が中学校を訪問し、母のみ校内に入り、a 教諭と話したというものである。既に述べたとおり、当委員会は、ご両親の言い分には曖昧な点もあるものの、基本的にはご両親の言い分が信用できると判断しており、ご両親の言うとおり 6 月 13 日にご両親が上北中学校を訪問し、母のみ校内に入り、a 教諭と面談して話をしたものと認める（後記「5 ご両親の言い分と上北中学校の言い分との食い違いについての検討」参照）。

(8) 6 月 13 日以降の上北中学校の対応

6 月 13 日は、前述のとおり、ご両親の言い分によれば、ご両親が上北中学校を訪問して母が a 教諭と面談した日であり、同中学校の言い分によれば、母が同中学校へ電話をかけ h 教諭と話をした日である。いずれにせよ、同日までに、ご両親から上北中学校に、A さんが B さんから、椅子を蹴られたり、何らかの快くないことを言われたりして嫌がっているとの情報が伝えられた。すなわち、上北中学校は、遅くとも同日までに、A さんが B さんの行為によって苦痛を訴えていることを認知したものである。

同日以降、上北中学校では、6 月 14 日（火）生徒指導部会が、同日学年会議が、同月 15 日（水）主任会議がそれぞれ開催され、6 月 13 日までに母から伝えられて上北中学校が認知した、A さんが B さんから椅子を蹴られて苦痛を訴えていることについて話し合われた（再資 40, 67）。

しかし、6 月 14 日学年会議及び同月 15 日主任会議において、その対応策として、A さんの座席と B さんの座席を離すという席替えはしないことが確認された（再資 24, 46）。

h 教諭は、6 月 14 日、A さんからの聴き取りを行った。

h 教諭が「椅子を蹴られているのは間違いないか」と尋ねたところ、A さんは、「はい。でもいつかはわからない」と答えた（審資 13）。

h 教諭は、A さんに対し、たとえば、母から述べられていたように A さんにおいて苦痛を感じていることがあるのかどうか、苦痛を感じていることがあるとすれば何に苦痛を感じているのか、というような聴き取りをしていない（審資 13, 再資 52）。

また、h 教諭は、A さんに対し、この時点においても、B さんに A さんのサポートを頼んだことを伝えていなかった（再資 52）。

h 教諭は、同月 15 日、B さんからの聴き取りを行った。

もっとも、h 教諭は、B さんに対しては、「サポートの行動が行き過ぎないように」と話すのみで、前提問題として、6 月 1 日の教育相談で B さんに頼んでいたサポートとして具体的にどのような行為をどのくらいの頻度で行ってきたのか、B さんがサポートとして行った行為に対する A さんの反応がどのようなものであったか、とい

ったサポートの具体的な内容を確認するような聞き取りを全くしていない（審資13）。

h教諭は、単に「行き過ぎないように」と告げるのみで、Bさんのサポートにおいて具体的にいかなる問題があったとの指摘もしていない。また、h教諭は、Bさんに対し、この時点においても、Aさんのサポートを頼んだことを中止するとも言わなかつた（審資13、再資52）。

上北中学校において、Aさん及びBさん以外の生徒に対しては何ら聞き取りをしておらず、また、本件学級に入りしている教職員に対し、授業中又は授業外でBさんがAさんの椅子を蹴るなどの場面を見たことがなかったかの聞き取りを何ら行っていない（再資52）。

上北中学校は、前記6月14日学年会議、同日生徒指導部会及び6月15日主任会議において検討した結果、Aさんが心身の苦痛を訴えているため、いじめと判断したが（再資40）、時期が特定されていないから椅子を蹴られた事実を確認できなかつたとして（再資34、52）、東北町いじめ防止基本方針（審資1。以下「町基本方針」という。）の定める町教委への報告ⁱを、町教委から求められるまで、怠っていた。上北中学校が町教委へ町基本方針の定める報告書を提出したのは8月23日である（再資40）ⁱⁱ。

また、上北中学校は、町基本方針の定める学校いじめ防止対策委員会（上北中学校いじめ防止基本方針（審資2。以下「中学校基本方針」という。）の定めるいじめ・不登校等対策委員会（以下「対策委員会」という。）がこれに該当する。）の緊急開催と同委員会におけるいじめの事実の有無の確認を怠った（再資66、67ⁱⁱⁱ）。

ⁱ 町基本方針は、「いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認し、適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や町教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である」と定めるとともに（第1の4（3）ア）、いじめの疑い（兆候、懸念、訴え、相談、通報）があった場合に、学校いじめ防止対策委員会におけるいじめの事実の有無の確認と町教委への第一報（FAX・メール）、発生事案の説明（電話・来庁）及び発生事案の確認結果の報告を求めている（「いじめ防止対策推進法」及び「東北町いじめ防止基本方針」に基づくいじめ対応フロー図）。前記第一報及び発生事案の確認結果の報告については、それぞれ報告書の様式が定められている（第一報につき様式1-1、発生事案の確認結果の報告につき様式1-2）。

ⁱⁱ その経緯については次のとおりである。上北中学校生徒指導主事のa教諭が、電子メールを7月19日に町教委へ送信し、「いじめ」に関して平成28年度1学期中に指導した児童生徒数について、「指導数」及び「認知件数」いずれも一定の件数（Aさんに関するものを含む）あることを報告した。町教委は、上記報告書で「いじめ」の「認知件数」について一定の件数あることを報告されているにもかかわらず、町基本方針が求める報告書（第一報につき様式1-1、発生事案の確認結果の報告につき様式1-2）の提出が未だなされていないことから、8月上旬に口頭（電話）で同中学校に対し、報告書が未提出であることを指摘するとともにその提出を求めた。そこで、同中学校では、8月23日付けて、様式1-2の報告書を提出した、というものである。

ⁱⁱⁱ 当委員会が上北中学校に対し、本件において学校いじめ防止対策委員会（中学校基本方針の定める対策委員会）を開催していない理由を聴いたところ、同中学校は、「A母から訴えがあった『椅子を蹴られる』事実が確認できなかつたため、通常の生徒指導の対応として経過観察をしようと判断したため」と回答した。また、当委員会から、対策委員会を開催していないこと、町基本方針が定める報告書のうち様式1-1については提出しておらず、様式1-2については提出が遅れたことについて、現時点でそれらを振り返ってどのような点に問題があつたと考えるかと聴いたところ、同中学校は、「事実が確認できなかつた旨の報告書は7月中旬に生徒指導主事（a）が作成し、協議したが、校長（c）が『事実が確認できない場合の報告書』をどう扱うか疑問に思い、aには町長会（9月5日予定）で確認してみると回答していた。振り返ってみれば判断ミスである」と回答している。

(9) BさんがAさんの椅子を蹴ることがなくなったこと

上北中学校において、6月17日に中体連の壮行式が行われた。壮行式には保護者も出席することができ、あらかじめ同中学校から保護者へその旨の案内も出していった（再資47）。

ご両親は、父母ともに壮行式に出席し、さらに壮行式が終わってから、6月13日以降の状況を確認するため、h教諭と会って話を聞いていこうと考え、父母ともに職員室を訪ねたが、h教諭は不在で会うことができなかつた（再資54）。

ここからはご両親の言い分と上北中学校の言い分との間に食い違いがある。

ご両親の言い分は、h教諭が不在で会うことができず、他に話のできそうな教職員もいなかつたので、他の教職員と話すことなく帰つた、帰宅後にh教諭から電話がかかってきたことはない、というものである（再資54）。

上北中学校の言い分は、h教諭の代わりにa教諭が母と面談した、h教諭が学校に戻つてから、a教諭は、h教諭に対し、母が訪問されたことを伝えるとともに、必ず当日中に母に折り返し電話するよう伝えた、h教諭は当日中に母に電話をかけ、話をした、その電話で、h教諭は、母に対し、Bさんに頼んでいたAさんのサポートは中止すると伝えた、というものである（再資47、52）。

さらに、上北中学校の言い分では、翌日6月18日（土）から同月20日（月）までの3日間は中体連夏季大会であるため、その後の同月21日（火）に、h教諭からBさん及びAさんに、サポート中止を伝えた、という（再資52）。

既に述べたとおり、当委員会は、ご両親の言い分には曖昧な点もあるものの、基本的にはご両親の言い分が信用できると判断していること、とりわけ、h教諭の述べる時系列には不自然、不合理な点が多く信用できないものと考えており（h教諭の陳述内容の信用性については、後に検討する。）、ご両親の言い分のとおり、6月17日にご両親は壮行式の後で職員室を訪ねたが、教職員の誰とも話すことなく帰つたものと認める（後記「5 ご両親の言い分と上北中学校の言い分との食い違いについての検討」参照）。

6月20日（月）に中体連夏季大会が終わつた後は、翌週28日（火）から2日間期末テストが行われ、これが終わると席替えとなつた。この席替えでAさんの座席とBさんの座席は離れることとなつた（審資21）。

この頃になると、Aさんから、Bさんに椅子を蹴られる話や死を意識した発言は聞かれなくなつてゐた（再資54）。

2 出来事④がいじめに該当するか否かについての検討

(1) 法2条における「いじめ」の定義及び要件

法2条は、「いじめ」を、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であつて、当該行

為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義している（同条1項）。

「学校」とは、「学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）」をいう（同条2項）。

「児童等」とは、「学校に在籍する児童又は生徒」をいう（同条3項）。

法2条における「いじめ」の前記定義により、①児童等に対して、②当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う、③心理的又は物理的な影響を与える行為であって、④当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの、以上4点が「いじめ」の要件となる。

(2) 本件におけるあてはめ

「いじめ」の前記4要件に、出来事④すなわち授業中にBさんがAさんの椅子を蹴った行為をあてはめると次のとおりである。

ア ①児童等に対して

前述のとおり、「児童等」とは、「学校に在籍する児童又は生徒」をいうところ、椅子を蹴られたAさんは上北中学校に在籍する生徒であるから、本要件を満たす。

イ ②当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う

一定の人的関係とは、学校・学級や部活動が同じであるとか、学校外でも塾やスポーツクラブが同じである等何らかのつながりがあることをいう（いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定）第1の5参照）。

Bさんは、Aさんと同級生であり、一定の人的関係にある他の児童等にあたるから、本要件を満たす。

ウ ③心理的又は物理的な影響を与える行為であって

心理的な影響を与える行為としては、仲間はずれ、無視、陰口などがこれにあたると考えられる。

物理的な影響を与える行為とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する（前掲いじめの防止等のための基本的な方針第1の5参照）。

Bさんは、Aさんが授業中寝ているときやばーっとして黒板以外の方を向いているときなどに、Aさんの座っている椅子をトントンと蹴った。その蹴る強度については、それほど強い力や勢いをもって蹴ったものではないようであるが、回数については、複数回に及んでおり、周囲の席から見ていた他の生徒が、椅子を蹴る頻度が多いと感じることもあり、そのようなときにはBさんの顔を見て少し睨むようにしてやめさせたこと也有ったというのであるから、BさんがAさんの椅子を蹴ったことは、まさに身体的な影響そのものであり、物理的な影響を与える行為に

あたる。このことは、BさんがAさんに注意を促すための合図という認識で行ったものであったとしても左右されるものではない。

以上によれば、本要件を満たす。

エ ④当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの

Aさんは、学校から帰宅すると、母にBさんから椅子を蹴られることが嫌だ、と度々訴えた。また、同時期に、「どうせお母さんも僕が死んだらいいと思っているんでしょう」などの死を意識した発言や「学校に行かなきゃダメ?」という登校を嫌がる発言をもしていた。

このようにAさんがBさんに椅子を蹴られたことを嫌がっており、このことを度々母に訴えていることから、Aさんが心身の苦痛を感じていたことは明らかであり、それが高じて死を意識した発言や登校を嫌がる発言にまでつながっているものと考えられる。

そうすると、その心身の苦痛には相当なものがあったというべきである。

以上によれば、本要件を満たす。

(3) 結論

前記(2)で検討したとおり、出来事④すなわち授業中にBさんがAさんの椅子を蹴った行為は、「いじめ」の前記4要件を全て満たす。

そうすると、出来事④すなわちBさんがAさんの椅子を蹴った行為は、いじめに該当するものと認められる。

これと異なる判断をした審議会調査報告書は、法2条の解釈を誤ったものであり、是認することができない。

(4) 審議会調査報告書の判断の問題点

ところで、審議会調査報告書も、BさんがAさんの椅子を蹴った行為について、いじめの4要件（審議会の挙げる4要件は当委員会の採用する前記4要件と実質的に異なる。）を全て満たすとしながらも、それがいじめに該当するとは判断しなかった。いじめの要件を全て満たすにもかかわらず、それがいじめに該当しない、という判断は、法解釈として破綻しているといわざるを得ないのでないか。

審議会調査報告書において、BさんがAさんの椅子を蹴った行為がいじめの要件を全て満たすにもかかわらずいじめに該当しないと判断した根拠を探ると、これについて言及している記述としては次の2つがある。

1つ目は、「B君は学級担任から当該生徒の支援を依頼されており、当該生徒が授業に集中していない時などに、真後ろに座っていたB君が当該生徒に合図を送る目的で行っていた行為であった」とし、さらに、「通常の「足で椅子を蹴る」というのとは明らかに異なる行為であると考え」た、という記述である（審議会調査報告書30頁）。要するに、Bさんがh教諭からAさんのサポートを頼まれた行為であること、Aさんが授業に集中していないときなどにAさんに合図を送る目的で行って

いた行為であることという2つの理由から、通常の「足で椅子を蹴る」のとは異なる行為である、というのである。果たしてそうか。

ここに、Bさんがh教諭からAさんのサポートを頼まれていたことは既に述べたとおりであり、Bさんとしてもh教諭から頼まれたからこそかかる行為に及んだものであろう。

しかし、h教諭は、サポートの具体的な方法として、椅子を蹴るという方法を挙げたことはない。h教諭は、サポートの具体的な方法として、「声をかけられる状況であれば声をかけ」ること、「トントンと優しく教えてあげ」ること（審資24）、「ちょっと呼びかける感じで肩をぽんぽんと叩いてから、今やるんだよと」伝えること、「肩とか椅子とか届く範囲で、トントンって呼びかけるというか、今やるんだよ」というように伝えること、「トントンってして話しかけてあげ」ること、「やるんだよ、とかいうふうに」伝えてあげること、「何困ってるのっていうふうに聞いて」あげること（再資21）などの例示をしている。

そうすると、椅子を蹴るという方法はBさんが自らの判断でしたものと考えるほかない。

また、椅子を蹴るという行為は、通常、蹴られている者に対し、不快感を惹起させ、又は苦痛の念を感じさせるに足りる行為であり、このことは蹴る者から容易に想像し得るものである。

そうすると、椅子を蹴るという行為は、授業に集中していない者に対し合図を送る目的でする行為としては配慮を欠いた不適切なものであるといわざるを得ない。

以上によれば、Bさんがh教諭からAさんのサポートを頼まれた行為であること、Aさんが授業に集中していないときなどにAさんに合図を送る目的で行っていた行為であることという2つの理由は、いずれもBさんがAさんの椅子を蹴った行為がいじめに該当しないと判断する理由とはなり得ない。また、BさんがAさんの椅子を蹴った行為が通常の「足で椅子を蹴る」のとは異なる行為であるということもできない。

2つ目は、「実際には、加害者とされる生徒が行った行為は、教師から依頼されて行った椅子の座板をトントンと叩き合図を送る行為であり、本人の捉え方と周囲の生徒・教職員の捉え方には大きな認識のずれがあった」「心理的苦痛という要因は当人の認知的解釈のあり方によって大きく左右されるものであり、心理的苦痛を与えたとされる行為自体の加害性が極めて低く、心理的苦痛が当人の状況判断の苦手さに依存して生じたと推測される場合、その事象をいじめと認定して対応することが適切であるかどうかという問題である」「行為を受けた側の心理的苦痛に重きを置くいじめ認定においては、図らずしも加害者となってしまう生徒がいることにも注意が必要である」という記述である（審議会調査報告書41頁）。

かかる一連の記述から読み取れる審議会の考え方は、要するに、BさんがAさんの

椅子を蹴った行為の加害性は極めて低いものであった、ところがAさんの状況判断の苦手さからAさんが心理的苦痛を感じることとなり、また、Aさんの捉え方と周囲の生徒・教職員の捉え方に大きな認識のずれを生じることとなった、椅子を蹴られたAさんの心理的苦痛を重視し椅子を蹴ったBさんの主観的事情を問わないいじめ認定のあり方のもとではBさんが図らずも加害者となってしまう、このことには注意を要する、というものである。

しかしながら、前述のとおり、椅子を蹴るという方法は、h教諭がサポートの具体的な方法として挙げたものではなく、Bさんが自らの判断でしたものである。また、椅子を蹴るという行為は、通常、蹴られている者に不快感を惹起させ、又は苦痛の念を感じさせるに足りる行為であるとともに、このことは蹴る者から容易に想像し得るものであって、授業に集中していない者に対し合図を送る目的でする行為として配慮を欠いた不適切なものである。

そうすると、BさんがAさんの椅子を蹴った行為の加害性を低いものとみるのは相当ではなく、むしろ、相当程度の加害性を有するものであったとみるのが相当であるから、審議会の考え方は前提部分において誤っている。

審議会調査報告書は、前記一連の記述の中で、「これは何も被害生徒の状況判断に修正を求めたり、被害生徒の主観的体験を否定するものでは全くない」と述べ、Aさんに一定の配慮を見せるかのような記述をするが、この記述にしても、要するに、Aさんの状況判断の苦手さからAさんが心理的苦痛を感じることとなり、また、Aさんの捉え方と周囲の生徒・教職員の捉え方に大きな認識のずれを生じることとなったとしても、こうしたAさんの状況判断に修正を求めたり、Aさんの主観的体験を否定しない、ということを述べているに過ぎず、Aさんの受け止め方に問題があったとの考え方に基づくものであることに変わりはなく、相当ではない。

審議会調査報告書は、前記一連の記述の中で、「生徒指導上もしくは支援上、より重要なのは、被害生徒の心理的苦痛をいかに軽減するかという視点であり、心理的苦痛が被害生徒の認知的解釈のあり方によるところが大きいと推測された場合、介入の視点は、総合的な観点から加害性がないと判断された事象に対するいじめ認定とその収束よりも、当該生徒の主観的体験や困難性の理解に置かれるべきである」とも述べ、やはりAさんの受け止め方に問題があったとの考え方に基づき、Aさんの「主観的体験や困難性」の理解にこそ視点を置いた介入がなされたべきであったとし、あまつさえ、Bさんの椅子蹴り行為を「加害性がないと判断された事象」と評価しているのであるから、介入の視点を置くべき対象についての考え方が逆転してしまっており、当委員会としては到底は認できない。

そもそも、ある行為がいじめに該当するか否かの判断は、ほぼ純粹に、受けた児童等がどのように感じたかを基準に判断されるべきものである。法にいう「いじめ」の

定義も、過去数度の変遷^{iv}の末に、受けた児童等の立場に立った現行の定義になったのである。

以上によれば、審議会調査報告書の前記一連の記述は、BさんがAさんの椅子を蹴った行為がいじめの要件を全て満たすにもかかわらずいじめに該当しないと判断する根拠とはなり得ないものである。

よって、審議会調査報告書におけるBさんがAさんの椅子を蹴った行為がいじめの要件を全て満たすにもかかわらずいじめに該当しないとの判断は妥当でない。

3 出来事⑤が事実として存在したか否かについての検討

(1) 前提事実

前記(5)及び(6)で述べたとおり、次の事実を認めることができる。

平成28年6月1日教育相談の後、BさんがAさんの後ろから、Aさんの椅子を蹴るようになった。

Aさんは、学校から帰宅すると、母にBさんから椅子を蹴られることを相談し、後ろの席のBさんから椅子を蹴られるのが嫌だ、と度々訴えるようになった。

母は、Aさんに対し、Bさんに椅子を蹴るのをやめるよう言い返したらどうか、とアドバイスした。Aさんは、そのアドバイスを実践して言い返してみたようであったがうまくいかなかったようで、母に対し、「僕の日本語はおかしいみたい」などと言っていた。

この頃、Aさんは、母に対し、Bさんから、「おまえの日本語はおかしい」「中二病」「女子とばかり話している」と言わされた、とも訴えた。

(2) 検討

前記(1)で述べたとおり、Aさんが、母に対し、Bさんから、「おまえの日本語はおかしい」「中二病」「女子とばかり話している」と言わされた、と訴えたとの前提事実が認められるところ、Aさんが、Bさんから、実際に言われてもいない言葉を言われたと殊更に虚偽を述べる理由は見当たらない。

したがって、Aさんが母に対し訴えたとおり、BさんがAさんに対し、「おまえの日本語はおかしい」「中二病」「女子とばかり話している」と言ってからかった可能性も概に否定はできない。

しかしながら、一方で、Bさんは、審議会の聴取り調査において、Aさんに対し、

^{iv} 文部科学省1985年定義：①自分よりも弱いものに対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手方が深刻な苦痛を感じているもの。④学校としてその事実を把握しているもの。なお、起きた場所は学校の内外を問わないこととする。文部科学省1995年定義：①自分よりも弱いものに対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手方が深刻な苦痛を感じているもの。④個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられている児童生徒の立場に立って行う。なお、起きた場所は学校の内外を問わないこととする。文部科学省2007年定義：①当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。②個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする（日本弁護士連合会子どもの権利委員会編「子どものいじめ問題ハンドブック－発見・対応から予防まで」（明石書店）17頁参照）。

「日本語がおかしい」「中二病」「女子と話してばかりいて」と言ったことがあるかを問われて、いずれの文言についても否定しているし（審賀27），当委員会の調査においても、同様に否定している（再賀72）。

また、本件重大事態発生後の8月31日及び9月1日に第1学年及び■部の生徒を対象として行われた教育相談において、BさんがAさんに対し、「おまえの日本語はおかしい」「中二病」「女子とばかり話している」などの文言を含むからかいの言葉を述べているところを見聞きしたと述べる生徒はいない。

さらに、Eさん及びGさんはいずれも、当委員会の調査において、BさんがAさんに対し、「おまえの日本語はおかしい」「中二病」「女子とばかり話している」などの文言を含むからかいの言葉を述べているところを見聞きしたことではない、と答えている（再賀45、63）。

そうすると、母は、Aさんが、Bさんから、「おまえの日本語はおかしい」「中二病」「女子とばかり話している」と言われた、と訴えたと述べるが、Bさんがそれらの文言をAさんに言ったとの事実を認めるに足りる資料根拠が見当たらないから、かかる事実を認定することはできない。

(3) 結論

以上によれば、出来事⑤が事実として存在したと認めるに足りない。これと同旨の審議会調査報告書の判断は妥当なものとして是認することができる。

4 出来事④と本件重大事態発生との間の因果関係についての検討

前述のとおり、出来事④すなわちBさんがAさんの椅子を蹴った行為は、いじめに該当するものと認められる。

そこで、さらに進んで、出来事④と本件重大事態発生との間の因果関係の存否を検討する。

(1) 因果関係判断の基本的な考え方

Aさんは、遺したメモ（審賀8）において、Bさんによるいじめが自死の原因であると明確に記述している。

Aさんが自死の直前にあえてメモを遺しておきながら、そこに事実と異なることを記述する理由は、当委員会の調査によっても見当たらない。Aさんの遺したメモの記述は、Aさんが自身の思いを正確に表したものと考えるのが相当である。

そうであるならば、自死から遠くない近接した過去の時点において、Bさんによるいじめと認められる具体的な事実が存在すると認められれば、当該事実がなくともAさんが自死をしたであろうと認められるような特段の事情のない限り、当該事実が原因となって自死に及んだものと判断すべきであり、両者の間に因果関係が認められるというべきである。これが本件における因果関係判断の基本的な考え方となる。

(2) 本件におけるあてはめ

本件では、前述のとおり、自死のわずか約2か月前という近接した過去の時点において、出来事④すなわちBさんがAさんの椅子を蹴るといいういじめと認められる具体的な事実が存在する。

そして、本件では、出来事④がなくともAさんが自死をしたであろうと認められる特段の事情は、当委員会の調査において見当たらない。

(3) 結論

以上によれば、出来事④と本件重大事態発生との間の因果関係はあると認められる。

5 ご両親の言い分と上北中学校の言い分との食い違いについての検討

前記1(4), (6), (7)及び(9)で述べたとおり、ご両親の言い分と上北中学校の言い分との間にはいくつかの食い違いがある。以下、その当否について、当委員会の判断とその理由を述べる。

(1) ご両親の言い分と上北中学校の言い分との食い違い

ご両親の言い分と上北中学校の言い分との食い違いのうち主要なものは次のとおりである。

① 母がh教諭に電話をかけてAさんからの訴えを伝えた時期

(中学校の言い分)

6月13日に1回だけあった（再資21, 52）。

(ご両親の言い分)

6月13日には訪問をしたのであり、電話はその前の週までに2回かけた（再資49, 54）。

② ご両親の上北中学校訪問及びa教諭との面談の時期並びに6月13日の母から上北中学校への連絡手段は電話だったのか訪問だったのか

(中学校の言い分)

ご両親の上北中学校訪問及びa教諭との面談は6月17日である。6月13日は母から電話がかかってきてh教諭が話した（再資21, 47, 52）。

(ご両親の言い分)

ご両親の上北中学校訪問及びa教諭との面談は6月13日である。ご両親が同中学校を訪問し、母のみ校内に入り、a教諭と話した（再資49）。

③ 6月17日中体連壮行式後にご両親がa教諭と面談したか

(中学校の言い分)

h教諭の代わりにa教諭が母と面談した。h教諭が学校に戻ってから、a教諭は、h教諭に対し、母が訪問されたことを伝えるとともに、必ず当日中に母に折り返し電話するよう伝えた。h教諭は当日中に母に電話をかけ、話をした。その電話で、h教諭は、母に対し、Bさんに頼んでいたAさんのサポートは中止すると伝えた

(再資 47, 52)。中体連夏季大会（6月18日（土）から同月20日（月）までの3日間）後の6月21日（火）に、h教諭からBさん及びAさんに、サポート中止を伝えた（再資 52）。

（ご両親の言い分）

h教諭が不在で会うことができず、他に話のできそうな教職員もいなかつたので、他の教職員と話することなく帰った（再資 54）。

- ④ h教諭がご両親に、BさんにAさんのサポートを頼んだことを伝えたかどうか
（中学校の言い分）

6月13日に母に電話で伝えた（再資 21）。

（ご両親の言い分）

本件重大事態発生まで伝えられていない（再資 49, 54）。

- ⑤ 母が上北中学校に対し、Aさんが死を意識した発言をしていたことを伝えた時期

（中学校の言い分）

h教諭に伝えられたのは7月25日の三者面談か、そうでなければ7月7日の参観日だったかもしれない。また、h教諭は、母から伝えられたことを本件重大事態発生まで、f学年主任を含む上北中学校の教職員に伝えておらず、上北中学校には伝わっていなかった（再資 21, 52）。

（ご両親の言い分）

6月上旬（6月13日よりも前の日）にh教諭に電話で伝えた（再資 49, 54）。

（2）当委員会の判断

当委員会は、前記(1)①ないし⑤記載の各食い違いについて、いずれもご両親の言い分にかかる事実があったものと判断した。

すなわち、前記(1)①ないし③について、母は、h教諭に対し、6月13日の前の週までに2回電話をかけて、Aさんからの訴えを伝えた。ご両親が6月13日に上北中学校を訪問し、母のみ校内に入りてa教諭と面談した。6月17日中体連壮行式後、ご両親は、h教諭が不在で会うことができず、他に話のできそうな教職員もいなかつたので、他の教職員と話すことなく帰った。

前記(1)④について、h教諭は、ご両親に対し、BさんにAさんのサポートを頼んだことを、本件重大事態発生まで伝えていない。

前記(1)⑤について、母は、Aさんの死を意識した発言について、6月13日よりも前の週までにかけた2回の電話のうち2回目の電話でh教諭に伝えた。

以上のとおりの事実があったものと認める。

（3）判断の理由

ア 前記(1)①ないし③について

まず、この点に関するご両親の言い分の信用性を検討する。

この点に関するご両親の言い分は、概要次のとおりである（再資49、54）。

すなわち、Aさんの母に対する訴えも、当初は、Bさんから椅子を蹴られるのが嫌だ、という単なる被害事実の申告であり、また、単純な嫌悪感ないし不快感を述べるものであった。母は、「ちゃんと嫌だって言ったら」などと言っていたが、それからも、Aさんから、しつちゅう蹴られる、気になってノートもとれない、などの訴えが続いた。そこで、母は、これはよくない、と思い、1回目の電話をしてh教諭に相談をするに至った。そうしたところ、h教諭からは、席替えをしたばかりなのすぐには席を変えられない、期末テストが終わるまでは席替えはできない、との返答であった。それからも、Aさんの母に対する訴えは止まず、Bさんから、「おまえの日本語はおかしい」などと言われたことをも訴えるようになり、ついには、「どうせお母さんも僕が死んだらいいと思っているんでしょう」などの死を意識した発言や「学校に行かなきゃだめ？」という登校を嫌がる発言までするようになった。Bさんの椅子蹴りが止まないどころか、Aさんが深刻な苦悩を抱えるようになっている様子が窺われた。そこで、母は、いよいよ危機感を募らせ、2回目の電話をしてh教諭に面談を申し入れるに至った。しかし、h教諭からは、6月13日からのフリースクールにあわせて6月13日に来てはどうか、との返答であった。母は、h教諭に危機感が欠けている、事態をあまり深刻に受け止めないと感じた。ご両親は6月13日に上北中学校を訪問したが、h教諭が不在で代わりにa教諭と面談した。母は、AさんがBさんから椅子を蹴られて嫌がっている話、Aさんが死を意識した発言をするようになった話などをした。ご両親は、6月17日中体連壮行式に出席したが、6月13日以降の状況を確認しよう、h教諭と会って話を聞いていこうと考え、壮行会終了後に職員室を訪ねたが、h教諭は不在で会うことができず、他の教職員とも話することなく帰った。

以上が前記(1)①ないし③に関するご両親の言い分である。

このようにご両親の言い分は、Aさんの母に対する訴えの内容や訴えの変化の経緯を、その都度、詳細に述べるものであり、訴えを聞いた母の対応の仕方や、母がh教諭に2回の電話をするに至った各経緯、母の相談に対するh教諭の返答の内容、h教諭の返答を聞いた母の感想等についても相当に具体的に述べるものである。

また、ご両親の言い分において述べられている時系列の流れに、特に不自然不合理な点は見当たらず、むしろ因果の流れが明解で納得のできるものである。

ご両親の言い分によれば、Aさんが母に対し、Bさんから椅子を蹴られることを訴えるようになってから6月13日の前の週までの間に、母からh教諭に対し2回電話をし、さらにその後、上北中学校を2回訪問した、ということになる。

たしかに、自分が電話をかけたのが何回だったのか、という記憶であれば、一般論として、記憶違いの可能性を否定することはできないともいえる。しかし、そうではなく、自分が電話をかけた回数が、1回限りであったのか、複数回であったのか、という記憶であれば、そこに記憶違いの可能性はさほど高くないと思われる。とりわけ、実際には1回しか電話をかけなかつた者が、2回以上電話をかけた、というような記憶違いをすることは、全く起こり得ないことではないにしても、そう起こり得るものでもないと考えられる。訪問の回数についても同様のことがいえる。

もとより、電話や訪問の回数を殊更に多く申告する理由もご両親には見当たらぬ。当委員会の聴取り調査におけるご両親の話し振りは丁寧で淀みなく、その態度は真摯かつ誠実なものと受け止められ、記憶違いをしている様子も殊更に虚偽の事実を申告している様子も窺われなかつた。

以上のとおり見てくると、ご両親の言い分には高度の信用性を認めることができるというべきである。

次に、上北中学校の言い分の信用性を検討する。

上北中学校の言い分は、同中学校調査委員会作成の平成28年9月2日付け「上北中学校重大事態発生に関する調査報告Ⅰ」と題する報告書（審資12）及び同月8日付け「上北中学校重大事態発生に関する調査報告Ⅱ」と題する報告書（審資13）（以下、これら2通の報告書をあわせて「中学校調査報告」という。）で報告されているとおりであり、当委員会における上北中学校の当時の教職員らに対する聴取り調査においても、中学校調査報告で報告されているとおりに述べる者が多かつた。

中学校調査報告のⅡでは、前記①②に関し、母からh教諭に電話があったのは6月13日である、と報告されており、同日よりも前に電話があったとは報告されていない（審資13）。

中学校調査報告がそのような報告をするに至った主要な根拠の一つに、h教諭の当時の説明があると考えられるので、母からの電話を初めて受けたのが6月13日であるのか、それよりも前の日であるのかについてのh教諭の説明の信用性を検討する。

h教諭は、審議会の11月4日実施の聴取り調査において、6月1日から同月13日の間にご両親から電話等なかつたかとの問い合わせに対し、「電話を頂いていれば記録にも残しているし、学年でもこういう電話を頂いたというふうにして情報共有を図っているので、私達の記録の中では、1日から13日までの間に電話による連絡はなかつたということになっている」（審資24）と述べている。

このh教諭の説明からは、h教諭が自らの記憶にしたがって述べているのではなく、記録に基づき、記録では6月1日から同月13日までの間に電話による連

絡はなかったことになっているから 6月 13 日までの間に電話による連絡はなかった、ということを述べていることがわかる。

しかし、上北中学校において、外部からの電話を全て記録に残すということにはなっていなかったものと認められるから、記録に残っていないことが電話がかかってきていないことの根拠となるものでもない（記録が残っていないとも、電話による連絡があったという可能性は十分に認められる。）。

また、h 教諭の前記説明は、学年の他の教職員に報告して情報共有を図っているということを前提に、6月 13 日よりも前にこの件での情報共有が図られた記録がないから、6月 13 日までの間に電話による連絡はなかった、というものであるが、h 教諭が電話により何らかの連絡を受けたときに、これを必ず学年の他の教職員に報告して情報共有を図っていたのかという前提に疑義がある。現に、h 教諭は、母から、Aさんが死を意識した発言をしていることを聞いていながら、これを本件重大事態発生まで学年の他の教職員に報告しておらず、情報共有が図られていなかった、という例もある。

そうすると、母からの電話を初めて受けたのが 6月 13 日であるという h 教諭の説明の根拠は薄弱であり、その信用性は低いものというべきである。

なお、h 教諭が作成したとされるメモに、6月 13 日に母から、Bさんの件で Aさんが悩んでいる旨の相談があつたことが書かれているものがある（再資 17 のNo. 7）。

しかし、前記メモは、いついかなる経緯で h 教諭が作成したものかが根拠がなく不明であり、その記載内容の真実性に疑義がある。前記メモを、母からの電話を初めて受けたのが 6月 13 日であることの根拠とすることはできない。

以上の検討によれば、中学校調査報告のⅡが、母から h 教諭に対し初めて電話があつたのは 6月 13 日である、と報告していることに合理的な根拠は認められない。

次に、中学校調査報告のⅡでは、前記ア②③に関し、母が上北中学校を訪問し、生徒指導主事の a 教諭が対応したのは 6月 17 日である、と報告されている。a 教諭も、当委員会の聴取り調査において、これに沿う説明をする（再資 47）。

そこで、6月 17 日に対応したという a 教諭の説明の信用性を検討すると、a 教諭の説明において、母が上北中学校を訪問して a 教諭と面談した日が 6月 17 日であるということの積極的な根拠は何ら示されていない。

a 教諭によれば、6月 17 日は、h 教諭と f 学年主任が中体連ソフトボール部の会場作りのため南運動公園へ出ていた、そのため、h 教諭に代わり a 教諭が面談したのだという。

しかし、h 教諭が 6月 17 日に外出していた事実は、この日、母が来校した

が、 h 教諭が不在であり他に話のできそうな教職員もいなかつたので他の教職員と話をすることなく帰った、 というご両親の言い分とも矛盾しないから、 母が a 教諭と面談した日が 6 月 1 7 日であるとする積極的な根拠となるものではない。

ところで、 i 教頭は、 当委員会の聴取り調査において、 母は 6 月 1 3 日に上北中学校に来ておらず、 6 月 1 7 日に来たと主張する（再資 2 4， 5 2）。

その根拠として、 i 教頭は、 6 月 1 3 日の来客名簿に母の名前が書かれていた、 ということを挙げている（再資 2 4）。

しかし、 i 教頭によれば、 同日の来客名簿は既に廃棄した（再資 2 4）， といふのであるから、 6 月 1 3 日の来客名簿に母の名前が書かれていたことを確認することができない。

また、 上北中学校の訪問者が全て来客名簿に記帳しているかというと必ずしもそうではなく、 記帳しないまま通過する来校者もあり得ることを i 教頭自身も認めており（再資 2 4）， 来客名簿への記帳を求める運用の厳格性について疑義がある（当委員会の委員が同中学校を訪問した際に、 来客名簿に記帳しないで入校したが、 記帳するよう求められたことはなかった。また、 来客名簿の傍に教職員が居合わせて訪問者をチェックしている様子も窺われなかつた。）。

そうすると、 来客名簿は母が 6 月 1 3 日に上北中学校を訪問していないことの根拠とはならない。

以上のとおり見えてくると、 中学校調査報告は根拠が薄弱で、 上北中学校の言い分の信用性は低いというべきである。

以上見てきたとおり、 前記①ないし③に関するご両親の言い分には高度の信用性が認められる反面、 上北中学校の言い分の信用性は低い。

そして、 ご両親の言い分にかかる事実と上北中学校の言い分にかかる事実とは両立しない関係にある。

以上の検討の結果、 当委員会は、 前記①ないし③について、 高度の信用性の認められるご両親の言い分にかかる事実があったもの判断した。

イ 前記④について

この点に関するご両親の言い分は、 B さんに A さんのサポートを頼んでいたことを本件重大事態発生まで伝えられていない、 というものである（再資 4 9， 5 4）。

上北中学校の言い分は、 中学校調査報告のⅡにもあるとおり、 6 月 1 3 日の母から h 教諭への電話で、 B さんにサポートを頼んだことを話した、 母は了解した、 というものであり（審資 1 3）， h 教諭も、 当委員会の聴取り調査において、 これに沿う説明をする（再資 2 1）。

しかし、 この点に関する上北中学校の言い分及び h 教諭の説明には、 その説明の内容自体に次のとおりの疑問がある。

h教諭は、6月1日教育相談でBさんにAさんのサポートを頼んだことを、その時点で、Aさんに対しても、ご両親に対しても、伝えていなかった。

このため、Aさんは、Bさんから椅子を蹴られるようになっても、その理由が実はh教諭がBさんにサポートを頼んだことにある、Bさんはh教諭からサポートを頼まれていて、それで椅子を蹴ってくるのだということは考えもしなかったであろう。

また、Aさんからの訴えを聞いた母としても、AさんがBさんから椅子を蹴られる理由が実はh教諭がBさんにサポートを頼んだことにあるとは思いもよらないことであった。

このように、Aさんも母も、Bさんから椅子を蹴られる理由が実はh教諭がBさんにサポートを頼んだことにあるということが全くわからない状況下において、母がh教諭へ電話をかけて相談していた、ということになるのである。

まして、h教諭のメモ（再資17のNo.7）によれば、母からの電話では、Aさんが「学校行かなきゃダメ？」という不登校の悩みのような尋常ならざる発言をしていることまで伝えられた、ということである。

仮に、h教諭の説明のとおりの事実があったのだとすれば、前述のとおりBさんから椅子を蹴られる理由もわからず、Aさんは不登校の悩みを抱えているような発言をするに至っている、そのような心理状態にある母に対し、Bさんにサポートを頼んでいたことを伝えた、ということになるのだから、そのことを聞いた母としては、AさんがBさんから椅子を蹴られる理由はそういうことであったのか、とそれまでの疑問が氷解することとなったはずであるし、Aさんを悩ませていた原因がh教諭によるサポート指示にあることを知って、驚き、あるいは怒りさえ覚えたかもしれない。そもそもなぜ、我が子のサポートを同級生にさせているのか、教職員は何をやっているのか、という疑問を持ったであろうし、サポートの即時中止や席替えを求められてもおかしくはない。

このように、仮に、h教諭が、真実、母に対し、Bさんにサポートを頼んでいたことを伝えたのだとすれば、母にしてみればまさに青天の霹靂であり、そのような母の反応は、h教諭の記憶に残るものであったろうと考えられる。我が子のサポートを同級生にさせていることを聞いていながら、大人しく了解する、サポートを続けることを容認するような親が果たしているだろうか。少なくとも、Aさんのご両親については、Aさんがそのようなサポートを受けていると聞けば、不本意に思つただろうと推察される。

ところが、Bさんにサポートを頼んでいたことをh教諭から伝えられたときの母の反応について、中学校調査報告のIIでは、単に「母は了解した」としか報告されていない。これはあまりにも不自然である。

当委員会でも、h教諭に対する聴取り調査において、Bさんにサポートを頼ん

でいたことをh教諭から伝えられたときの母の反応がどのようなものであったか質問したが、h教諭からは、母の反応について、何ら具体的な回答がなかった（再資21）。

そもそも、ご両親は、Bさんにサポートを頼んでいたことを本件重大事態発生まで伝えられていない、と述べている。もし、母がh教諭との電話でそのことを伝えられていたならば、母が、伝えられていない、と虚偽の説明をするはずがない。母にはそのような虚偽の説明をするメリットが全くない。

また、後に述べるように、結局のところ、本件においては、上北中学校がBさんにAさんのサポートを頼まなければよかつたし、頼んだとしてもAさんにそのことを伝えていれば、Aさんが悩み自死を選択するまでには至らなかつたのではないかと思われるのであるが、仮に、h教諭が、真実、母に対し、Bさんにサポートを頼んでいたことを伝えたのだとすれば、母はそのことをAさんに伝え、Aさんにおいて、Bさんから椅子を蹴られるようになった理由を知ることとなつたのだから、Aさんの悩みは解消ないし軽減され、Aさんがこのような自死を選択することもなかつたのではないかとさえ思われるのである。要するに、AさんがBさんから椅子を蹴されることを思い悩んで、自死を選択していることそれ自体が、Bさんにサポートを頼んでいたことを伝えられていなかつたことの根拠であるというべきである。

さらに、中学校調査報告のⅡでは、6月13日の電話で母に伝えたのみならず、6月17日には電話で母に対しサポートを一旦停止することにした旨報告した、6月21日にはh教諭がBさんにサポート停止を告げこのことを母に電話で報告した、と報告されており、h教諭もこれに沿う説明をする（再資21、52）。

そのように頻回に、Bさんにサポートを頼んでいたことの顛末を母に報告したというのであれば、母が、伝えられていない、と虚偽の説明をするはずがない。母にはそのような虚偽の説明をするメリットが全くない。

また、h教諭は、6月21日にAさんにもサポートの停止を伝えたと説明する（再資52）。

もっとも、h教諭の説明によっても、それまでにAさんに対し直接、Bさんにサポートを頼んでいたことを伝えたことはなかつた、ということであるから、6月21日にいきなりサポートの停止を伝えたという説明は、唐突でありそれ自体違和感があるが、その点は措くとしても、Bさんにサポートを頼んでいたことの顛末をAさんにも伝えたのであれば、Aさんがその後も思い悩んで自死を選択するに至つたのだろうかとの疑義がある。

以上見てきたとおり、前記(1)④に関する上北中学校の言い分及びh教諭の説明は、到底信用できない。

以上の検討の結果、当委員会は、前記④について、ご両親の言い分のとおり、BさんにAさんのサポートを頼んでいたことを本件重大事態発生まで伝えられないものと認める。

ウ 前記⑤について

この点に関するご両親の言い分は、6月上旬（6月13日よりも前の日）にh教諭に電話で伝えた、というものである（再資49、54）。

上北中学校の言い分は、h教諭に伝えられたのは7月25日の三者面談か、そうでなければ7月7日の参観日であるが、同中学校には、h教諭から本件重大事態発生まで伝えられていなかった、というものである（再資21、52）。

しかし、この点に関するh教諭の説明及びこれに基づく上北中学校の言い分についても、次のとおりの疑問がある。

h教諭は、当委員会の平成29年8月30日及び同年10月2日各聴取り調査において、Aさんが死を意識した発言をしていたことを7月25日三者面談で母から聞いたが、Aさんが母の言うことを聞かず、母が怒ったときに、「どうせ僕なんか死んじゃえばいいんでしょ」との発言をされたと聞いた、家庭内のけんかないし言い争いの中で出た発言と聞いていた旨述べている（再資21、52）。

そして、このことを学年主任など他の教職員に報告したかどうかについても、本件重大事態発生まで報告していない、もともと深刻な問題なのであれば電話しても伝えたであろうけれども、深刻な問題だという認識がなかったので報告するには至らなかった旨述べている（再資21）。

しかし、h教諭は、審議会の11月4日聴取り調査では、家庭内でのけんかないし言い争いの中で出た発言と聞いていた、などとは一言も述べていなかったし、Aさんから「死」という言葉が出ていていることを母から聞いて、重大なこととして受け止め、Aさんが苦しんでいたことに思いを致した旨述べていたのである（審資24）。Aさんから「死」という言葉が出たのに対し、母から、「親より先に死んではダメだよ」という話もしたことを聞き、h教諭自身もAさんに対し、「そのとおりだよ、命は大事にしないとね」と話した旨述べていた（審資24）。

学年主任など他の教職員に報告しなかった理由についても、深刻な問題だという認識がなかったので報告するには至らなかったなどとは述べていなかったのであり、単に学年主任らと会う時間がなかったことを理由として述べていた（審資24）。

このように、h教諭は、本件重大事態発生から3ヶ月も経たない頃の審議会の聴取り調査においては、Aさんの死を意識した発言について、重大なこととして受け止めたことを述べており、また、母やh教諭がAさんに対し、命の大切さを説いて諭したことまで述べていたし、学年主任らに報告していない理由も夏休み中で会う時間がなかったことを述べていた。これに対し、本件重大事態発生から1年以上

経ってから実施された当委員会の聴取り調査においては、家庭内のけんかないし言い争いの中で出た発言として聞いており、深刻な問題だという認識がなかったなどと述べ、説明の内容が大きく変遷している。学年主任らに報告していない理由についても、審議会の聴取り調査とは異なる理由を述べており、やはり説明の内容が変遷している。この説明内容の変遷について h 教諭から合理的な理由は述べられていない。

なお、h 教諭の説明によれば、それでも当委員会の聴取り調査においても、母や h 教諭が A さんに対し、命の大切さを説いて諭したこと自体はあったと認めていいるが、単に家庭内のけんかないし言い争いの中発言として聞き、深刻な問題だと認識していなかったのに、そのような説諭をしたということには違和感がある。

また、Aさんが死を意識した発言をしていたことを母から聞いた時期について、h 教諭は、基本的には、7月25日三者面談においてであると述べているが（審資24、再資21、52）、一方で、7月25日三者面談でなければ7月7日参観日であると思うなどと別の日である可能性もある旨述べている（審資24、再資21、52）。

7月25日三者面談であれば、h 教諭と母のほかに A さんもその場に居合わせたことになるが、7月7日参観日であれば A さんはいなかつたということになる。三者面談であればその場には h 教諭のほかに A さんと母しかいないはずであるが、参観日であれば、h 教諭のほかに母のみならず他の父兄もいる可能性が高い（母は、参観日では、h 教諭に対し個別に話のある父兄は、順番に話をしており、後ろに他の父兄も待っている状況で、Aさんの死を意識した発言の話をするはずがない、と述べている（再資54）。）。このように三者面談と参観日とでは状況が全く異なるのに、三者面談でなければ参観日かもしれない、などという説明はそれ自体が不自然かつ不合理であるといわざるを得ず、その信用性には重大な疑義がある。なお、7月7日参観日においてであったとすると、その場に A さんはいなかつたことになるから、h 教諭が A さんに対し、「そのとおりだよ、命は大事にしないとね」と話した旨の説明も事実と異なるということになるのではないかという疑義も生じる。

そもそも、h 教諭によれば、7月25日三者面談においてあることを示す記録が残っているということでもないようである（なお、当委員会において、h 教諭に対し、三者面談において話した内容の手控え、メモ等を提出するよう求めたところ、h 教諭からは、探しているが見当たらない、捨ててはいないと思う、との回答であったが（再資52），その後も見つかったとの報告はない。）。

以上見てきたとおり、前記ア⑤に関する h 教諭の説明及びこれに基づく上北中学校の言い分は、信用できない。

これに対し、ご両親の言い分によれば、6月上旬（6月13日よりも前の日）に

はh教諭に電話で伝えたことになるが、その頃、AさんはBさんから椅子を蹴られることを母に訴え、母に対し「どうせお母さんも僕が死んだらいいと思っているんでしょう」などと死を意識した発言をしていた時期であるから、そのことを母がh教諭に伝えた時期が6月上旬（6月13日よりも前の日）であるというのは、当時起こったことを当時報告したものであり、自然なこととして納得できるものである。これに対し、7月25日三者面談において伝えたのだとすると、Aさんが死を意識した発言をしていたのが6月上旬であるのに、なぜ1か月以上も経ってからその話をしたのかという疑義が生じる。

以上の検討の結果、当委員会は、前記ア⑤について、ご両親の言い分のとおり、6月上旬（6月13日よりも前の日）にh教諭に電話で伝えたものと認める。

(4) 審議会調査報告書の判断の問題点

前記第3の3で述べたとおり、審議会調査報告書は、ご両親の言い分と上北中学校の言い分との間の食い違いについて、「(1) 6月13日（月）と6月17日（金）の食い違い」「(2) 当該生徒の母親が中学校に対し、当該生徒が家庭内で死をめぐる発言をしていたことを、いつ伝えたか」の2点を挙げて、その当否を検討した。

ア 審議会調査報告書の判断の概要

審議会調査報告書は、前記食い違い（1）について、①Eさんの母への書面調査（審資28）、②a教諭及びb養護教諭への書面調査（審資29）並びに③c校長への書面調査（審資32）に基づき、母が上北中学校を訪問した日は6月17日の1回のみであると判断している。これは、上北中学校の言い分を採用したものである。

また、前記食い違い（2）について、Aさんを目の前にしてAさんの死をめぐる発言をするはずがないという母の言い分がもっともあると考えた、としつつも、h教諭及びa教諭に対する聴取り等の調査を行った結果、「これ以上の調査は困難であると判断した」とした（なお、いずれの言い分を採用するにかかわらず、母から上北中学校に対しAさんが家庭内において死をめぐる発言をしたことが伝えられ、上北中学校が、Aさんが死をめぐる発言をしていたことを認識したことは明らかであると判断している、との付言がある。）。

しかしながら、審議会調査報告書の前記各判断について、当委員会は賛成できない。

イ 前記食い違い（1）についての判断の妥当性についての検討

まず、「(1) 6月13日（月）と6月17日（金）の食い違い」について、審議会調査報告書の判断の妥当性について検討する。

前述のとおり、審議会調査報告書は、前記①ないし③の3つの調査に基づき、母が上北中学校を訪問した日は6月17日の1回のみであったと判断した。

しかし、Eさんの母への書面調査（審資28）については、Eさんの母は、6月

17日に上北中学校でAさんの母と立ち話をしたこと、中体連壮行式の「終了後すぐ」であったこと、その時、Aさんの父も一緒だったことを述べているところ、これらの事実は、6月17日に同じく上北中学校を訪問したと述べているご両親の言い分とも合致するから、上北中学校の言い分を採用する積極的な理由にはなり得ないものである。

次に、b 養護教諭の書面調査(審資29)については、調査用紙の冒頭において、「報告書及び聞き取りにて、6月17日(金)にA君のお母様がa先生と上北中学校内で面談を行ったことに関連して、以下のことを確認させてください」と記載しており、6月17日に母がa教諭と面談をしたことを所与の前提とした上で質問を始めている。これは典型的な誤導質問であり、適切でない手法である。調査用紙は、さらに続けて、「a先生からの聞き取りにおいて、A君のお母様をa先生のもとへ案内したのが、養護教諭のb先生であったと伺いました。そこで、b先生に以下のことを確認させていただきます」として、やはり6月17日に母がa教諭と面談をしたことを前提とし、さらにb養護教諭が母をa教諭へ案内したことをも前提とした上で、「お母様をa先生にご案内した時刻は何時頃でしたでしょうか」との質問をしており、誤導に誤導を重ねており、妥当でない。結局、6月17日に母がa教諭と面談したのかどうかの質問はしていない。

そのような誤導質問の中でも、b養護教諭は、「(※A君のお母様をaのもとへ案内していない)」とあえて記述しており、その他の質問に対する回答でも、6月17日に母がa教諭と面談したことを認める回答は一切していない。

以上によれば、b養護教諭の書面調査は、母が上北中学校を訪問した日は6月17日の1回のみであったとする上北中学校の言い分を支える根拠には何らなり得ないものである。

また、c校長への書面調査(審資32)については、2つの質問をするものである。

1つ目の質問は、「平成28年6月13日(月)にご遺族は中学校でa先生と面談したと主張しております。6月13日の中学校の訪問客名簿(来校者が玄関先で記載するもの)が残っているのでしょうか。もし残っている場合には、A君のお母様の名前は記載されていたでしょうか」というものであり、それに対し、「記載されていた」「記載されていなかった」「自由参観日であったので、その日は記載しなくても校内に入ることができた」との3つの選択肢の中から選んで回答するものであった。c校長は、その中から、「記載されていなかった」に「○」を付けている。

2つ目の質問は、「6月13日は、担任のh先生はご出勤されていたでしょうか」というものであり、それに対し、「出勤していた」「出勤していなかった」との2つの選択肢の中から選んで回答するものであり、c校長は、その中から、「出勤して

いた」に「○」を付けている。

1つ目の質問について、審議会は、質問事項を記載した調査用紙を、平成28年12月6日付けでc校長へ送付しており、c校長は、同日付けで前述のとおりの内容的回答をしている。そうすると、質問のとおりに回答するならば、c校長は、まずは12月6日に来客名簿が残っているかどうかを確認し、残っていたことから、その記載内容を見て、母の名前が記載されていたかどうかを確認した上で、母の名前が記載されていなかった旨の回答をしたというように読める。

しかし、i教頭によれば、来客名簿は日々廃棄しているというのであるから（再資24）、6月13日の来客名簿は、本件重大事態発生時において既に廃棄されていたのであり、12月6日には残っていなかったものである。

そうすると、c校長は、12月6日に来客名簿が残っていないのに、これを確認せずに、母の名前が記載されていなかった旨の回答をしたことになる。c校長が、来客名簿を確認するのでなければ、いかなる根拠、資料等に基づいて、母の名前が記載されていなかった旨の回答をしたのか疑問であり、回答内容の正確性に疑問がある。また、来客名簿が残っていないにもかかわらずそのことを秘したまま母の名前が記載されていなかった旨の回答をすることは、来客名簿が残っていて来客名簿の記載内容を確認した上で回答しているかのような誤解を生じさせかねないものであり、回答の態度としても不誠実なものであるといわざるを得ない。

なお、i教頭によれば、来客名簿の記載内容は学校日誌に転記する、というから（再資24）、c校長が学校日誌を見て回答している可能性はあるが、そもそも、来客名簿自体、前記(3)アで述べたとおり、必ずしも上北中学校の訪問者全てが記帳しているということでもなく、記帳しないまま通過する来校者もあり得るというものであるから、来客名簿に名前が書かれていないことをもって来校者がいないことの決定的な根拠となるものでもない。

2つ目の質問については、6月13日に母が上北中学校を訪問したとされる時間帯におけるh教諭の在校状況を問うなら意義があるが、6月13日の出勤状況を問うのでは、その日にh教諭が出勤していたかどうかはわかったとしても、母が上北中学校を訪問したときh教諭が不在だったかどうかはわからないから、あまり意味のない質問である。

以上によれば、c校長の書面調査は、母が上北中学校を訪問した日は6月17日の1回のみであったとする上北中学校の言い分を支える根拠にはならない。

最後に、a教諭への書面調査（審資29）については、そこでの質問事項は、冒頭、「A君の夏休みの様子を確認する目的で、夏休み中の■部の活動日等について確認させてください」という前文から始まり、8月10日に■部の活動があったかどうか、活動日であった場合その日にAさんは参加していたか、その日のAさんにいつもと変わったところはなかったか、ありの場合はどのようなことか。8月17

日に■部の活動があつたか、の5項目を問うものであったが、a教諭は質問と関係なく、調査用紙の欄外に、「※6／17…A母が職員室にhTをたずねてきた。まず、bTが対応した。その場にいたa（教頭もいた）が「自分が対応します」と教頭の了解を得て、会議室に案内し、話をきいた」と書いている。a教諭が質問と無関係のことをあえて書いた意図がまずもって不明であるし、a教諭の前記記述は、「A君のお母様をaのもとへ案内していない」とのb養護教諭の記述とも食い違うものであり、信用性に疑問がある。

そもそも、a教諭は、回答日（11月30日）の時点で上北中学校に在職している教員であるから、上北中学校の言い分と異なる事実を述べるとは類型的に考えづらい。

以上によれば、a教諭の書面調査は、母が上北中学校を訪問した日は6月17日の1回のみであったとする上北中学校の言い分を支える根拠にはならない。

以上見てきたとおり、審議会調査報告書が、母が上北中学校を訪問した日は6月17日の1回のみであると判断し、上北中学校の言い分を採用したことには理由がなく、妥当でない。

ウ 前記食い違い（2）についての判断の妥当性についての検討

次に、「（2）当該生徒の母親が中学校に対し、当該生徒が家庭内で死をめぐる発言をしていたことを、いつ伝えたか」について、審議会調査報告書の判断の妥当性について検討する。

審議会調査報告書は、「当該生徒（Aさん）を目の前にして当該生徒の死をめぐる発言をするはずがないとの当該生徒の母親の言い分がもっともあると考え、学級担任（h教諭）及び生徒指導主事（a教諭）に対し聞き取り調査及び文書による聞き取り調査を行った」が、「これらの調査の結果は、中学校が提出した報告書の内容に沿うものでしかなく、……これ以上の調査は困難であると判断した」とした（審議会調査報告書27頁）。

すなわち、審議会調査報告書は、母が上北中学校に対し、Aさんが家庭内で死を意識した発言をしていたことを伝えた時期について、7月25日三者面談ではないという母の言い分は「もっともであると考えた」というのみで、それ以上に、7月25日三者面談であるとする上北中学校の言い分を明確に否定することもしていないばかりか、検討を中途で放棄したものである。

しかし、Aさんの死を意識した発言を母から上北中学校へいつの時点で伝えたかという問題は、いつの時点で上北中学校側に適切な対応を取るべき責務が生じたかを考える上で重要な問題であり、その時期についての判断を曖昧にしておくことは許されず、委員会としての判断をできる限り示すべきであると当委員会は考える。

少なくとも、それが7月25日三者面談においてでないことは、審議会調査報告

書も指摘しているAさんを目の前にしてAさんの死をめぐる発言をするはずがないとの母の言い分の合理性や、7月25日三者面談においてであると固執するh教諭の説明の不自然性や不合理性から、明確に判断を示すべきであったと当委員会は考える。

6 小学校の頃のAさんとBさんに関するエピソードについての検討

(1) 問題の所在

前記1(2)及び(3)で述べたとおり、上北中学校は、特別な支援を要する生徒であると認識していたAさんに対する支援策として、本件席替えでAさんの座席の後ろにBさんの座席を配置し、6月1日教育相談でBさんにAさんのサポートを頼み、もってBさんにAさんのサポートをさせようとした。

ところで、上北中学校の多くの教職員が、当委員会の聴取り調査において、前記の支援策を採用した根拠について、3月3日の◆小学校との情報交換で同小学校側から、小学校の頃からBさんがAさんの面倒を見ていた、との情報を引き継いでおり、同小学校の情報を信用したからだ、というような弁明をしている（再資24、26、34、46）。

その弁明の当否については後に検討することとして、実際に、小学校の頃、BさんがAさんの面倒を見るということがあったのか、又はBさんからAさんへのちょっかいやからかいのようなものがその頃からあったのかということが、本件の背景事情として問題となり得る。

また、審議会調査報告書において、小学校の頃のAさんとBさんに関するエピソード、とりわけBさんからAさんに向けられたちょっかいのようなものがいくつか報告されている。それらは単発的なものとして報告されており、継続的にちょっかいやからかいがあったとは報告されていないが、実際のところどうであったのか、審議会調査報告書において報告されたエピソード以外に存在しないのか、ということが問題となり得る。

そこで、当委員会においてさらに調査することとした。

(2) 審議会調査報告書において報告されたエピソード

【略】

(3) Aさんが遺したメモ中の記載（審資8）

- ① 小学校4年生の頃から、Bさんのせいで自殺を考えていた、という記述がある。
- ② 小学校6年生のとき、自殺しようとした、という記述がある。

(4) 当委員会の調査により新たに判明した事項

- ① Iさんの靴踏み（前記(1)(2)）が小学校4年生からのものであったこと

前記(1)(2)で述べたIさんの靴踏みについては、小学4年生のときにも当時の学級担任のI教諭が確認していたという（再資12）。

Iさんは、靴を踏むだけでなく、Aさんの背中を手の平で押すこともあったとい

う（再資12）。

1教諭は、Aさんに対しては、少し速く歩こうね、Iさんに対しては、前を見て歩こうね、という注意をしたという（再資12）。

もっとも、1教諭の注意にもかかわらず、前記(1)②で述べたとおり、小学5年生になってもIさんによる靴踏みは継続していたものと考えられる。

② 小学校6年生の修学旅行でAさんに女子部屋のチャイムを押させたこと

小学校6年生の修学旅行で、2泊3日の2日目の夜、宿泊施設において、男子児童の部屋と女子児童の部屋は別々であったが、一部の男子児童が廊下から女子児童の部屋のチャイムを押すいたずらをした（再資70、74）。

このとき、BさんがAさんの手を取り、Aさんの指をつかんで女子児童の部屋のチャイムを押させたということがあった（再資70、74）。

この事件が学級担任のd教諭の知るところとなり、男子児童女子児童問わずクラス全員集められ、d教諭が注意した（再資70、74）。

d教諭は、その際、ルールを守ること、人の迷惑を考えること、人が嫌がるいたずらはしないことを指導し、Bさんに対しては、何が悪かったかを考えさせ、Aさんに謝らせた、という。d教諭は、Bさんの行動が、「いじめというより2日目の夜に気持ちが高ぶってやってしまったいたずらと私もe校長も判断していた」という（再資74）。

しかし、チャイムを押させたBさんの側においては修学旅行の「夜に気持ちが高ぶってやってしまったいたずら」に過ぎないからといって、チャイムを押させられたAさんの側において心身の苦痛を感じていないということには全くならない。前述のとおり男子児童の指をつかんで女子児童の部屋のチャイムを押させることを強いるということは、それ自体、屈辱感を与えるに十分な行為である。かかる行為によってAさんが心身の苦痛を感じたであろうことは容易に想像が付くし、また、想像しなければならないことである。以上によれば、d教諭のいじめに対する認識は甘いものがあったといわざるを得ないし、クラス内で起こり得るいじめ問題に対する危惧感、警戒感が欠如していたものといわざるを得ない。

(5) 総括

以上のとおり、当委員会の調査の結果、小学校の頃のAさん及びBさんに関するエピソードとして、新たに小学校6年生の修学旅行で女子部屋のチャイムを押させた事件があったことが判明した。

また、小学校5年生のときのいじめアンケートでAさんが「僕は、いじめられている」と記述した原因となった、Iさんからの靴踏みが、4年生の頃から確認されていてことも新たに判明した。

もっとも、これらのほかに、小学校の頃、BさんがAさんの面倒を見ていたことや、BさんがAさんに対しちょつかいやからかいをしていたことは、当委員会の調査で

も確認できなかった。

当委員会は、審議会の調査でも聴取り調査の対象とされた◆小学校時代の学級担任であったk教諭（2，3年次）、l教諭（4年次）及びm教諭（5，6年次）並びにn校長に対する聴取り調査を再度行い、さらに、情緒学級の担任であったo教諭からも当委員会において新たに聴取り調査を行うなどして手を尽くしたが、他方で、同級生からの面談による聴取り調査は、同級生の側からそこまでの協力を得られなかつたため、実現しなかつた。

そのため、当時の教職員が把握していない事実が当委員会に明らかになることはないのである。当委員会の調査の方法には、真実発見という点で自ずと限界があることを痛感せざるを得ない。

それでも当委員会における◆小学校時代の教職員に対する聴取り調査からいえることとして、小学校の頃から、Bさんの行為によってAさんが心身の苦痛を感じたことがあった可能性を否定できない、ということが挙げられると思われる。

7 上北中学校の不適切対応についての検討

（1）概説

当委員会は、本件重大事態をめぐる上北中学校の対応には、不適切なものが多いといわざるを得ないと考える。本件重大事態をめぐる上北中学校の不適切対応の概要を記すと次のとおりである。

そもそも、BさんにAさんのサポートを頼んだこと自体、極めて不適切であり、妥当ではなかつた。当委員会としては、このことさえなければ、Aさんが自死に及ぶことはなかつたのではないかとさえ思うところである。

また、BさんにAさんのサポートを頼むのであれば、サポートを受ける側であるAさんやご両親にあらかじめ事情を説明し、事前に同意を得るべきであった。

実際には、事前の同意を得ないまま、6月1日Bさんとの教育相談でBさんにサポートを頼んだ。そうであるならば、同じ日にBさんの教育相談の後に行われたAさんとの教育相談において、Aさんに対し、Bさんにサポートを頼んだことを説明し、同意を得るべきであったし、同意が得られなければサポート自体を中止すべきであった。とりわけ、教育相談において、Aさんから、「そういうえば、小学校の頃から何かに付けて、B君が、僕のことを突ついたり、椅子を蹴ったりしてくる。席が近くなつたので、それが嫌だ」との発言があったのである。にもかかわらず、Bさんにサポートを頼んだことを伝えないというのは、全く理解ができないし、Aさんの心情に対する配慮があまりにも欠如していたものというほかない。その時点で、ピアサポートを実施するだけの土壌がないものと判断し、サポートを中止してもよいくらいであるが、どうしてもサポートをさせるのであれば、Aさんに対し、Bさんにサポートを頼んだことを伝えた上で、少なくとも過去に突つかれたり椅子を蹴られたりしたことのあるBさんにそのようなサポートを頼んだことをAさんがよしとするかどうか

か、時間をかけて丁寧に聴き取るべきであった。

実際には、サポートは中止されずAさんに事情も伝えられないまま、Bさんは頼まれたサポートを行っていくが、Aさんの椅子を蹴るということが行われるようになつた。そのような中でも、上北中学校側で、Bさんに頼んだサポートが適切に行われているかどうか、実態はどのように行われているか、そのサポートによりAさんは授業に集中するようになっているかなどを、同中学校側でAさんの学級の授業を受け持つ複数の教員らで見守って行くといったフォローをしていれば、Bさんが椅子を蹴るというサポートの程度を逸脱した行為に及んでもこれを早期に止めることができたはずである。

そのようなフォローもなく、Bさんの椅子蹴りが放任された結果、Aさんが家庭内で苦痛を訴え、6月13日までに母が電話又は訪問により椅子蹴りの被害を訴えた。上北中学校では学年会議等で同月15日までにいじめと判断した。そうであるならば、その時点からでも、Aさん及びご両親に対し、Bさんにサポートを頼んでいることを伝えるべきであったし、Bさんが椅子を蹴るというサポートの程度を逸脱した行為に及んでいる事実又は少なくともその可能性を認識したのであるからサポートを中止すべきであった（仮に、Bさんが椅子を蹴っていることを認めなくとも、サポートの中止は容易にできることである。）。さらに、いじめと判断した6月15日までに、中学校基本方針の定める対策委員会を招集、開催して、対策を協議し、実行すべきであった（なお、前述のとおり、上北中学校は、6月13日に母は来校しておらず電話のみであると主張するが、いずれにせよ上北中学校側に椅子蹴りの被害の訴えが伝わったことに変わりはないから、この主張の食い違いは前記の結論を左右しない。）。

上北中学校は、6月14日にAさんへ事実確認のための聴取りをしている。「椅子を蹴られているのは間違いないか」との問い合わせにAさんは、「はい。でもいつかはわからない」と答えた。Aさんは椅子を蹴られた事実自体を肯定している以上、この答えによって、椅子を蹴られた事実を確認したものというべきところ、同中学校は、この答えによって椅子を蹴られた事実を確認できなかつた、と不可解な解釈をしており、明白な過誤である。椅子を蹴られた事実があることを前提として、さらに、椅子蹴りの態様やその際の状況、苦痛の程度、椅子を蹴られている以外の被害の有無等についてより丁寧に聴取りをすべきであった。周囲の生徒から聴取りをすることも検討すべきであった。何回も指摘するが、この時点からでも、Bさんにサポートを頼んでいることをAさんに伝えるべきであった。

上北中学校は、6月21日にサポートを中止したというが、その時点でも、それまでBさんにサポートを頼んでいたことをAさんに伝えるべきであった。

次に、上北中学校におけるいじめ防止に関する体制上の問題として、法、町基本方針及び中学校基本方針において定められている事項の不履行ないし不遵守が顕著で

ある。前述の対策委員会の不開催に加え、6月15日までにいじめがあったと判断しているながら、町基本方針の定める報告を、町教委に指摘され提出を促されるまで怠っていた。中学校基本方針で定める教職員に対する「いじめ防止対策評価アンケート」や「いじめ早期発見のためのチェックリスト」の実施を各教職員任せにしており、集計・集約もしていなかった。中学校基本方針で定める生徒に対する年3回のいじめアンケートについて、アンケート結果を適切に保管していないばかりか、アンケート結果の所在について全く管理しておらず、所在不明となっているものもある。スクールカウンセラー等も全く活用されていなかった。こうしたいじめ防止対策を軽視する態度が、ひいては、いじめを見抜くべきところで見抜けず、必要な対策を講じることのないまま、本件重大事態発生につながった可能性を否定できない。

このように見てくると、BさんがAさんの椅子を蹴った行為がいじめに該当するか否かを検討するにあたり、単に、Bさんの行為のみに着目し、その背景事情を全く考慮しないのは、原因の究明や再発防止策の検討をしていくという観点からは、妥当でない。BさんがAさんの椅子を蹴った行為を、Bさんが単独でした行為と狭く解釈するのは相当ではなく、むしろ上北中学校によるAさんへの特別な支援の一環としての本件席替えやBさんへのサポート依頼という先行行為が既に存在し、これを受けて、Bさんがサポートをしようとしたが、その程度を逸脱して椅子を蹴るという行為に及んだものと解すべきであり、その端緒は上北中学校の不適切な前記先行行為にこそあったというべきである。そうすると、Bさんの行為のみをいじめにあたると判断すれば足りるというような単純な問題ではなく、上北中学校の不適切対応がどうであったかということこそむしろ着目すべき問題である。

以下、本件重大事態をめぐる上北中学校の不適切な対応について、当委員会として看過できないものを詳述し、かかる不適切対応が本件重大事態の発生につながったのではないか、適切な対応をとっていれば本件重大事態の発生を未然に防止することができたのではないか、検討する。

(2) BさんにAさんのサポートを頼んだことの不適切性

当委員会は、上北中学校がBさんにAさんのサポートを頼んだことは、そのこと自体が極めて不適切であり、妥当ではなかったと考える。

以下、詳述する。

ア 上北中学校はAさんが特別な支援を要する生徒であると認識していた

上北中学校は、Aさんについて、特別な支援を要する生徒であると認識していた

(審資19, 24, 再資21)。

上北中学校は、このような認識を、3月3日情報交換で◆小学校から得た情報のほか、Aさんが同中学校に入学した後の4月から5月にかけて、Aさんの様子を実際に同中学校の教職員が間近で観察することによって、遅くとも本件席替えまでに、形成した(審資19, 再資21, 46)。また、同中学校内で5月に開催され

たきずな会議^vにおいて、Aさんが特別な支援を要する生徒であることは報告され、全教職員に情報が共有された（再資17のNo.7, 21, 26）。

このように、上北中学校は、Aさんについて、入学前から、情報交換で得た情報により、特別な支援を要する生徒である可能性を認識し、入学後には、自ら観察することで、特別な支援を要する生徒であると認識し、全教職員でその情報を共有した。c校長をはじめ複数の教員が、就学指導委員会にかけるべき必要性を認識していたというのである（ただし、就学指導委員会にかけるべき必要性が真に存在したのかどうかについては不確かであることを念のため付言する。）。

そうであるならば、そのような困難を抱える生徒の支援を、教職員ではなく他の生徒に頼むということそれ自体に無理がある。他の生徒による適切な支援など望むべくもないでのあるから、不適切な措置であったというほかない。

また、そのようなことを頼まれる側の生徒の立場から考えても、困難を抱える生徒が授業に集中していないときを見極め、声掛け等しなければならないという負担が生じ、自身が授業に集中できなくなるという弊害もある。

したがって、上北中学校がAさんを特別な支援を要する生徒であると認識しているながら、そのサポートをBさんに頼んだことは、そのこと自体極めて不適切なものであり、妥当ではなかったというべきである。

イ Bさんにサポートをさせる手法を採用したことに合理的根拠のないこと

上北中学校は、Aさんが特別な支援を要する生徒であると認識し、そのようなAさんを支援する方策として、Bさんにサポートをさせるという手法を採用した。

そのような手法を採用した根拠について、上北中学校は、◆小学校との情報交換で小学校時代にBさんがAさんのサポートをしていたと聞いた、小学校からそのように聞かされれば中学校としてはそれを信用するしかない、などの趣旨の説明を繰り返している（審資19、再資24、26、34、46）。

そこで、この説明の当否について検討し、さらに進んで、上北中学校がBさんにAさんのサポートをさせる手法を採用したことに合理的根拠があったか検討する。

前記1(1)でも認定したとおり、情報交換において、d教諭が上北中学校のf学年主任とg講師に対し、AさんとBさんとの関係について、口頭で伝えたことは、組体操の出来事くらいであり（再資43）、積極的に、AさんがBさんに面倒を見てもらっていること、BさんがAさんの面倒を見ていることを伝えたものではない。

d教諭は、組体操の出来事のほかに、たとえば、小学校の頃から、Aさんが授業に集中していないときに、Bさんが近くの席から合図を出して気付かせるようなサポートをしていたなどという出来事を伝えたこともないし（そのようなサポートをBさんがしていた事実自体が、当委員会の調査によっては認められない。）、BさんにAさんのサポートをピアサポート的に頼んでいたという事情を伝えたこと

^v 中学校基本方針により、年2回（5月と10月）開催することとされている（審資2）。

もない。

そうすると、上北中学校は◆小学校との情報交換により、小学校時代にBさんがAさんのサポートをしていたことを認識したというが、そのような認識を持ったこと自体が誤りであったといわざるを得ない。上北中学校が◆小学校から聞いた話を信用したというのも、そもそも◆小学校から、信用する対象となるサポートの事実が伝えられていないのであるから、上北中学校側の一方的な思い込みに過ぎないものというべきである。

さらにいえば、本件席替えが行われた平成28年5月30日の時点で、Aさんらが上北中学校に進学して同中学校で学校生活を送るようになってから2か月近くも経過しているのである。この時点でまだ、Aさんについての情報が◆小学校との情報交換で得た情報しかないということはあり得ない。上北中学校としても、日々の学校生活における観察に基づき、Aさんに対する特別な支援の方策としていかなる手法が適しているか検討するのに十分な期間があったものというべきである。

以上によれば、◆小学校との情報交換で小学校時代にBさんがAさんのサポートをしていたと聞いた、小学校からそのように聞かされれば中学校としてはそれを信用するしかない、という趣旨の上北中学校の説明は妥当でなく、上北中学校がBさんにAさんのサポートをさせる手法を採用したことには合理的な根拠はない。

ウ Aさん及びご両親に説明せず事前の同意も得ていないこと

上北中学校は、BさんにAさんのサポートをさせることについて、Aさん及びご両親に対し、事前に説明せず同意も得ないまま、6月1日教育相談でBさんにサポートを頼んだ。

そもそも、生徒のサポートを教職員にではなく生徒にさせるという通常行われないような特異な手法を採用しようというのであれば、それを受けける側の生徒及び保護者に対しては事前に説明し、同意を得ることが、自己決定権の尊重という観点から必要不可欠であると考える。そして、サポートを受ける生徒の側で、サポートを受けることに嫌悪感や拒否感を示した場合には、他の生徒にサポートをさせる手法を採用すること自体を控えるべきである。

この点、審議会調査報告書においても、「当該生徒の同意が得られないまま、同級生に対し一方的に支援を依頼するということは、生徒間に「助けられる者」と「助ける者」という固定的な役割行動を与え、両者にいじめの要因の1つである「力の不均衡」……を発展させる可能性があるため、その判断には慎重さが求められるものである」と述べられており、正鵠を得た指摘である。

本件においては、Aさん及びご両親に説明せず事前の同意も得ないまま、Bさんにサポートをさせた結果、事情を知らないAさんにしてみれば、理由もわからず、Bさんに後ろから椅子を蹴られるという事態となり、混乱と困惑に陥れられることとなった。Aさんは、Bさんによる椅子蹴りが、まさかh教諭の指示に基づくも

のであるとは夢にも思わず、ただ単に同級生から椅子を蹴られ、いじめられているという屈辱感や無力感を味わったであろうことは容易に推察される。まさに、審議会調査報告書が述べるような、AさんとBさんとの間に「サポートされる者」「サポートする者」という固定的な役割行動が与えられ、「力の不均衡」が生じた。のみならず、Aさんの真後ろにBさんの座席が配置されているのであるから、AさんがBさんの椅子蹴りから逃れられない状況にあり、そのような状況を上北中学校が作出了したものである。

以上によれば、上北中学校が、BさんにAさんのサポートをさせることについて、Aさん及びご両親に対し、事前に説明せず同意も得ないまま、6月1日教育相談でBさんにサポートを頼んだことは、極めて不適切であったというほかない。

なお、Aさん及びご両親に説明せず同意を得ていないという問題については、6月1日教育相談までに事前に説明をせず同意を得ていないことも不適切であるが、のみならず、それ以降においても、節目節目で上北中学校にはAさん及びご両親に説明して同意を得る機会が何度もあったのに、どういうわけかこれを怠っていたのであり、そのこともまた極めて不適切であったというべきであるが、これについては後述する。

エ ピアサポートの前提となるサポーターとしての訓練がないこと

審議会調査報告書が指摘するとおり、「子どもたちがピア・サポーターとして活動するためには、「傾聴」や「自己主張」「リーダーシップ」などのスキルについて体系的な訓練を受けることが必要である……。こういった教職員からの明確なサポートなしに、子どもに支援を依頼することは避けなければならない」というべきところ、本件では、上北中学校が、サポーターとして活動させようとしたBさんに対し、前述の体系的な訓練を受けさせたことはない。

また、前記1(2)のとおり、h教諭は、BさんにAさんのサポートをさせる意図でAさんの真後ろにBさんの席を配置する席替えを行うことについて、f学年主任に事前相談したが、f学年主任は漫然とこれを了承した。f学年主任からh教諭に対し、どのような内容のサポートが行われているか、サポートが適切に行われているか、Aさんがサポートによって苦痛を感じていないか、などの諸々の点をチェックしてフォローしていくように、などといった注意をすることもなければ、Aさん及びご両親に対して事前に説明して同意を得ておくことといった指示を出すこともなかった。

さらに、h教諭のBさんに対する頼み方も抽象的であり、どのような行為をすべきであり、すべきでないか、という具体的な指針が何らBさんに対し与えられていないかった。これでは、当時まだ中学1年生であって必ずしも適切に判断する能力が備わっているとは限らない生徒が、気付かせるために椅子を蹴るという行為に及ぶということも、あり得ないことではない。

このように、上北中学校は、サポーターとなるべきBさんに対し、体系的訓練を受けさせることを怠ったのみならず、AさんやBさんに対する何らのサポートもなしに、Bさんにサポートを頼んで実行させており、まさに「避けなければならぬい」とされることを実行してしまっている。

このように見えてくると、そもそも上北中学校の採用した手法がピアサポートと呼ぶに値するものかどうかも疑わしく、そのような手法を採用したのはあまりにお粗末な判断であったといわざるを得ない。

付言すると、前述のとおり、h教諭は、AさんのサポートをBさんにだけでなくEさんにも頼んでいたが、そのことをBさんに伝えていない（再資68）。このため、Bさんが、サポートを頼まれたのは自分だけであると考えて、自分なりに頑張り過ぎてしまった可能性はある。

オ 小括

以上見てきたとおり、上北中学校がBさんにAさんのサポートを頼んだことは、そのこと自体が極めて不適切であり、妥当ではなかった。

審議会調査報告書が指摘するとおり、「中学校の対応は、本来、学校が負うべき支援の責任の一端を同級生に託したとも捉えられ、それが正しい判断であったかに疑問が残る」というべきものである。

さらに言えば、BさんにAさんのサポートをさせようなどと考えず、Bさんにサポートをさせる意図でAさんの真後ろにBさんの座席を配置するという席替えをしなければ、BさんがAさんの椅子を蹴ることもなかつたし、Aさんがいじめられているという感情を增幅させることもなかつたと考えられるから、ひいては本件重大事態の発生に至らなかつた可能性も相当に高いものと考えられるのである。

そのように考えると、上北中学校がBさんにAさんのサポートを頼んだことは、単に不適切であったというにとどまらず、本件重大事態発生の端緒になってしまったものというべきものであり、当委員会としては、極めて残念である。

(3) Aさんから出ていたサインを看過し適切な対応を取らなかつたこと

少なくとも次の2点を指摘できる。

ア 6月1日Aさんの教育相談

前記1(4)で述べたとおり、6月1日Aさんの教育相談において、Aさんはh教諭に対し、「そういうえば、小学校の頃から何かに付けて、B君が、僕のことを突つたり、椅子を蹴ったりしてくる。席が近くなったので、それが嫌だ」と述べた。

これは、BさんにAさんのサポートをさせることが不適切であるとのサインというべきものであり、学校側でキャッチして受け止めなければならないものである。

そして、h教諭も、Aさんからこの話を聞くまでは、AさんがBさんから助けてもらっている、面倒を見てもらっていると思っていたというが、Aさんからこの話

を聴いて、実はAさんにはそのように捉えられていないのではないか、との疑問を持ち、驚いたという。のみならず、直前のBさんの教育相談でBさんにサポートを頼んだことについて、このまま頼んだままでよいのかという疑問と戸惑いの気持ちがあったとまでいう（再資21）。

h教諭において、そこまでの疑問や戸惑いの気持ちを持つに至っていたのであれば、この時点で、Bさんのサポートを中止すべきであったし、その判断は容易であったはずである。

また、h教諭は、その日のうちに、このことをf学年主任に報告し、i教頭にまで報告されている。

i教頭も、Aさんが述べたことの報告を受け、情報交換で聞いていたのと違うという印象を持ったが、サポートの中止や席替え（部分的なものを含む）のやり直しを指示することはなかった（再資24）。

端的に言って、この段階でサポートを中止すべきであった。サポートを中止するという判断をすることが当時の状況に照らして不可能だったということはない。むしろ、Bさんに一言告げればすむことであり、それができないというのは理解に苦しむ。

席替えのやり直しについても、意固地になってそれを認めないというのは理解できない。席替えのやり直しをしないことについて、上北中学校は、席替えのやり直しを認めれば、他の生徒も、自分も気に入らないからと言って席替えを求めてくるかもしれない、わがままを認めることになるので、席替えのやり直しはしなかった、としている（再資21、26、34、46）。硬直的な対応であるといわざるを得ず、そのために時局に応じた適切な対応をとる機会を逸したものである。このような硬直的な対応が繰り返されることのないよう教訓とされるべき失敗である。

イ 6月14日Aさんからの聴取り

6月13日の母からの訴えを受け、翌14日h教諭がAさんに「椅子を蹴られているのは間違いないか」と尋ねたところ、Aさんは、「はい。でもいつかはわからない」と答えた（審資13）。

このAさんの答えを字義どおりに読めば、椅子を蹴られている事実を認めた上で、その時期がわからないと答えているものと読むのが自然な解釈である。これについても、Bさんから椅子を蹴られて苦痛を感じていることのサインというべきものであり、学校側でキャッチして受け止めなければならないものである。

すなわち、上北中学校は、6月14日のAさんの前記答えから、椅子を蹴られている事実を認定した上で、さらに調査等を続けなければならなかつたものというべきである。

ところが、このAさんの答えについて、上北中学校の評価は次のようなものである。

まず、上北中学校は、このAさんの答えについて、「上北中学校重大事態発生に関する調査報告Ⅱ」(審資13)において、「はっきりしなかった」と報告している。聴取りをしたh教諭は、いつ椅子を蹴られたのかという聞き方をしたところ、はっきりといつの時間、何の教科の授業で、という回答をされなかつたので困った、という(再資52)。そういうものであろうか。

上北中学校は、町基本方針に定める教育委員会への報告においても、「嫌がらせの事実を確認できなかつた」と報告しているし(再資40)，当委員会に対しても、「A母から訴えがあつた『椅子を蹴られる』事実が確認できなかつた」「行為としての事実は確認できなかつた」「事実が確認できなかつた」と説明している(再資66, 67)。

c校長は、当委員会の聴取り調査において、Aさんの答えでは時期が特定されていないので、椅子を蹴られた事実が確認できなかつたのだという説明の仕方をしている(再資34)

このように、上北中学校は、Aさんの答えからは椅子を蹴られた事実が確認できなかつた、との認識を示している。

しかし、上北中学校が、Aさんの答えからは椅子を蹴られた事実が確認できなかつたと認識する根拠は、c校長の説明にもあるとおり(再資34)，時期が特定できないということをもって椅子を蹴られた事実が確認できないと認識したというものであり、時期の特定の問題を椅子蹴り行為の存否の問題にすり替えているものである。このような上北中学校の認識は、到底是認できるものではない。

また、時期の特定の問題にしても、5月30日の本件席替えでAさんの真後ろにBさんの座席を配置したのであるから、5月30日から6月13日までの間という程度に特定されており、これで十分であり、これ以上にAさんから詳細な日を答えさせる必要がない。

むしろ、この程度の特定でも十分なものとしてAさんの訴えを受け止め、さらにAさんや同級生への聴取りを丁寧に続け、また、この段階からでもサポートを中止し、又は席替えをやり直し、さらに、対策委員会を開催して対策を講じなければならなかつたものというべきである。

ところが、上北中学校は、前述のとおり、Aさんの答えからは時期が特定できず、さらに、椅子を蹴られた事実を確認できない、として、それ以上にAさんに事情を聞くこともしていないし、同級生への聴取りもしていない。

また、サポートの中止や席替えのやり直しについては、Aさんからのサインは6月1日教育相談に統いて2度目にもなるのだから、教育相談の時よりも一層、そのサインを丁寧に受け止めるべきであったが、していない。

さらに、対策委員会も開催せず、単に様子を見るだけにとどまっており、上北中学校は何もしていないに等しい。

これらは致命的なミスであったものというほかなく、厳しい非難に値する。

上北中学校は、時期を特定できなければBさんに対する指導ができない、などと弁解する（再資34）。百歩譲って、上北中学校が時期の特定の問題に拘るのだとしても、Aさんからさらに詳しい事情の聴取りをすることや、同級生への聴取りをすることにより、Aさんが椅子を蹴られている事実の裏付けを得ようとする調査は可能である。そのような調査を何もしないでおきながら、時期の特定ができなければBさんに対する指導ができない、としてそれ以上の調査を何もしないというのは、極めて無責任である。

結局のところ、上北中学校は、時期を特定できなければBさんに対する指導ができないという独自の不合理な見解に基づき、Aさんからのサインを受け止めずいじめを発見する機会を見逃し、適切に対処することを怠ったものであり、その責任は誠に重大であるというべきである。

なお、h教諭は、翌15日、Bさんに対し、単に、「サポートの行動が行き過ぎないように」と告げるのみで、Bさんのサポートにおいて具体的にいかなる問題があったとの指摘もしていない。これではBさんにとっては何のことを言わされているのかわからない。椅子を蹴っていることを言われているのかどうかもわからない。このような注意では、椅子蹴りが止むとは期待できず、全く意味がない。

(4) Aさん及びご両親に終始説明せず同意も得なかつたこと

既に述べたとおり、BさんにAさんのサポートを頼むのであれば、サポートを受ける側であるAさんやご両親にあらかじめ事情を説明し、事前に同意を得るべきであったが、上北中学校はこれを怠った。

また、事前説明をせず、事前の同意を得ていないとしても、事後的にでも、事情を説明し、同意を得るよう努めるべきであったし、その機会が何度もあったが、上北中学校はこれも怠った。

その問題点については、前記(2)ウで述べたとおりであり、このため、Aさんにしてみれば、自分がなぜBさんから椅子を蹴られるのかわからない結果、Bさんから椅子を蹴されることをいじめられているものと受け止め、悩むこととなったのであろうと推察されるから、上北中学校がAさんらに事情を説明していなかったことの落ち度は極めて深刻なものがある。

上北中学校がAさん及びご両親に事情を説明し、同意を得るよう努めるべきポイントとして、次のアないしカのとおり少なくとも6点を挙げることができる。

ア 本件席替え又は6月1日Bさんの教育相談の前

前記(2)ウで述べたとおり、BさんにAさんのサポートを頼むのであれば、サポートを受ける側であるAさんやご両親にあらかじめ事情を説明し、事前に同意を得るべきであり、そうすることが原則である。

イ 6月1日Aさんの教育相談

前記1(4)及び7(3)アで述べたとおり、6月1日Aさんの教育相談において、Aさんから、「そういえば、小学校の頃から何かに付けて、B君が、僕のことを突ついたり、椅子を蹴ったりしてくる。席が近くなつたので、それが嫌だ」との発言があつたのである。

これをBさんにAさんのサポートをさせることが不適切であることのサインとして受け止めるべきであったことは既に前記(3)アで述べた。Aさんの心情に対する配慮が欠如していたものといわざるを得ない。

ウ 6月13日までに母が電話又は訪問により椅子蹴りの被害を訴えた時点

上北中学校は、6月1日Aさんの教育相談におけるAさんのサインを看過したが、とはいひ、その時点で、h教諭は、Bさんにサポートを頼んだままでよいのかという疑問を持ったし、他の教員においても、情報交換で聞いていたのと違うという印象を持った。

そのような思いを教員において有していたのであれば、そのような状況において、母からAさんが悩んでいることの相談を受けたのであれば、まさに6月1日Aさんの教育相談でAさんが述べていた不安が的中したのであるから、そこからでもAさん又は母に事情を説明すべきであった。

なお、前記5で述べたとおり、h教諭は、6月13日に母からの訴えがあった時に、Bさんにサポートを頼んだことを伝えたというが（再資21），当委員会は、h教諭の説明は信用できず、h教諭は、Aさん及びご両親に対し、Bさんにサポートを頼んだことを、本件重大事態発生まで伝えていないと判断している。

なお、h教諭は、あくまで6月13日に母へ伝えたという認識を持っているようであるが（再資21），それが母に伝わったのであれば、前記5(3)イで述べたように母からの反応は重大なものであったはずであるが、実際にはそうでなかつたのであるから、h教諭の説明の仕方が母に伝わるような十分なものではなかつたということであり、h教諭の伝え方や伝えた文言に問題があつたものと判断せざるを得ない。

エ 6月14日Aさんからの聴取り

前記1(8)及び7(3)イで述べたとおり、6月14日Aさんからの聴取りにおいて、「椅子を蹴られているのは間違いないか」との問い合わせにAさんは、「はい。でもいつかはわからない」と答えたのである。

これをBさんから椅子を蹴られて苦痛を感じていることのサインとして受け止めるべきであったことは既に前記(3)イで述べたとおりであるし、Aさんの答えから時期が明確に述べられなかつたからといって、椅子を蹴られた事実そのものが確認できなかつたと判断したというのは決定的な過誤であり、上北中学校は猛省すべきである。

ここからでも、Bさんにサポートを頼んでいたことをAさんに説明すべきであった。h教諭の説明によっても、6月13日の時点では母に事情を説明したのみであるから、母から聴いているかどうかをAさんに確認してもよかつたであろう。なぜその程度のことができないのか。

オ 学年会議等で同月15日までにいじめと判断した時点

前記1(8)で述べたとおり、上北中学校では、6月14日から同月15日にかけて生徒指導部会、学年会議及び主任会議が行われ、AさんがBさんから椅子を蹴られて苦痛を訴えていることについて話し合われた結果、Aさんが心身の苦痛を訴えているため、いじめと判断した。

いじめと判断した以上は、町基本方針に基づき町教委へ報告し、中学校基本方針に基づき対策委員会を開催しなければならないのである。こうした町教委への報告や対策委員会の開催をする中で、さらに対応を検討していくことにより、複数の教職員がAさんからより緻密な聴取りをしていくこととなつただろうし、Bさんにサポートを頼んでいることが実はAさんに伝わっていないということが上北中学校に明らかになる機会が与えられたであろう。

このように考えると、上北中学校が、町基本方針や中学校基本方針の定める報告や対策委員会開催を怠ったこともまた、誠に重大な過誤というべきであり、上北中学校には猛省を促したい。

カ 上北中学校のいう6月21日サポート中止の時点

前記1(9)で述べたとおり、上北中学校によれば、6月21日、Bさんにサポート中止を伝えたという。これ自体遅きに失したものというべきであるが、この時点での対応だけでは不十分であり、それまでBさんにサポートを頼んできたことをAさんに伝え、椅子を蹴られていたことの真相を教えるべきであつたし、その時点でAさんが感じている苦痛がどのようなものであったか丁寧に聴き取り、ケアすべきであったが、上北中学校はそういう措置を何もしていない。あまりにAさんの心情を顧みず、Aさんの苦痛を緩和するという配慮が欠落していたものといわざるを得ない。

そのため、Aさんにしてみれば、気がつけばBさんからの椅子蹴りが止むようになつたが、一体あの椅子蹴りは何だったのかという疑問が解明されないままであるし、Bさんからいじめられているという認識は何ら払拭されないままの状態であり、傷ついた心は何ら癒やされることのないまま、Aさんは悩みを抱えたまま学校生活を続けていかなければならなかつた。

こうした対応の不備が結局Aさんの自死を防ぐことができなかつた原因となつた可能性を否定できない。

(5) 法、町基本方針及び中学校基本方針に定める手続の不履行ないし不遵守

ア 報告義務違反

法23条2項は、「学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする」(同条2項)と定める。

また、前記1(8)のとおり、町基本方針は、「いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認し、適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や町教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である」(第1の4(3)ア)と定めるとともに、いじめの疑い(兆候、懸念、訴え、相談、通報)があった場合に、学校いじめ防止対策委員会におけるいじめの事実の有無の確認と町教委への第一報(FAX・メール)、発生事案の説明(電話・来庁)及び発生事案の確認結果の報告を求めており、「いじめ防止対策推進法」及び「東北町いじめ防止基本方針」に基づくいじめ対応フロー図)。前記第一報及び発生事案の確認結果の報告については、それぞれ報告書の様式が定められてもいる(第一報につき様式1-1、発生事案の確認結果の報告につき様式1-2)(審資1)。

このように、法及び町基本方針は、学校に対し、いじめの確認、報告をすべき義務を課している。

ところが、前記1(8)のとおり、上北中学校は、6月14日学年会議及び生徒指導部会並びに6月15日主任会議において検討した結果、Aさんが心身の苦痛を訴えているため、いじめと判断したが(再資40)、時期が特定されていないから椅子を蹴られた事実を確認できなかったとして(再資34、52)、町基本方針の定める町教委への第一報(FAX・メール)及び発生事案の説明(電話・来庁)を怠り、発生事案の確認結果の報告を本件重大事態発生後の8月23日まで怠った(再資40)。

イ 対策委員会の不開催

町基本方針は、「各学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成される法第22条に定めるいじめの防止等の対策のための組織(以下「いじめ防止等対策委員会」という。)を置くものとする」(第2の2(2)ア)と定めた上で、同委員会の役割として、「いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割」(第2の2(2)エ)

(エ)) を定める。また、いじめの疑い（兆候、懸念、訴え、相談、通報）があつた場合に、学校いじめ防止対策委員会の開催を求めている（「いじめ防止対策推進法」及び「東北町いじめ防止基本方針」に基づくいじめ対応フロー図）（審資 1）。

中学校基本方針は、校長、教頭、教務主任、生徒指導専任教諭、学年主任、養護教諭、関係生徒の学級担任、教育相談員、スクールカウンセラーで組織する対策委員会の設置を定めている（審資 2）。

ところが、上北中学校は、町基本方針の定める学校いじめ防止対策委員会（中学校基本方針の定める対策委員会がこれに該当する。）の開催を怠った（再資 6 6, 6 7）。

ウ 報告義務違反、対策委員会の不開催に係る上北中学校の説明

上北中学校の説明は、「A母から訴えがあった「椅子を蹴られる」事実が確認できなかつたため、通常の生徒指導の対応として経過観察をしようと判断したため」（再資 6 6, 6 7）というものである。

要するに、前記(3)イでも述べたとおり、上北中学校が、時期を特定できなければBさんに対する指導ができないという独自の不合理な見解に基づき、Aさんからのサインを受け止めず、椅子を蹴られている事実が確認できないという誤った判断をした結果、報告義務を尽くさず、対策委員会も開催しなかつたということにはかならず、そのような誤った判断をしたことは強い非難に値する。

また、当委員会から上北中学校に対し、現時点で振り返ってどのような点に問題があつたと考えるか聴いたところ、上北中学校は、「事実のとおり報告します。「事実が確認できなかつた旨の報告書は7月中旬に生徒指導主事（a）が作成し、協議したが、校長（c）が「事実が確認できない場合の報告書」をどう扱うか疑問に思い、aには町校長会（9月5日予定）で確認してみると回答していた。振り返ってみれば判断ミスである。」とのことである。「事実が確認できなかつた旨の報告書」というものを作成したということであるが、その報告書の作成にしても、上北中学校がいじめと判断した6月15日から約1か月も経つてからのことであり、遅きに失しているし、その報告書の取扱いを決めるのをさらに2か月近く後の町校長会で確認するまで先延ばしにするという危機感も緊張感もない対応をしたことは、極めて不適切である。同中学校のいじめに対する意識が弛緩していることを示すものである。

さらに当委員会が問題であると考えているのは、前記の上北中学校の説明からは、本件重大事態発生から1年以上経つた今でも、上北中学校は、6月14日のAさんの「はい。でもいつかはわからない」との答えから、椅子を蹴られている事実が確認できなかつたとした当時の判断が誤つていなかつた、又はやむを得ないものであったと考えているのではないかと窺われることである。繰り返すが、Aさんの答えから、上北中学校は、椅子を蹴られている事実を認定しなければならなかつ

たし、そのような認定をすることは当時の状況に照らして可能であった。

なお、本件以外の案件でも、上北中学校では、対策委員会を開催すべき場合にこれを開催せず、これとは異なるきずな会議（中学校基本方針によれば、毎年5月と10月に定期開催されるという。）で代替してきたことがあったように窺われる（再資27、66、67）。

この点について、上北中学校は、当委員会の再調査において、「本校における通称「きずな会議」は、当委員会（対策委員会）と同一の役割を持っている」と説明する（再資67）。

しかし、中学校基本方針において、対策委員会ときずな会議とが異なる会議として位置づけられていることは明らかであり、「同一の役割を持っている」ということはできず、きずな会議をもって代替することは許されないというべきである。今後は、きずな会議で代替することなく、適切に対策委員会を開催するよう求める。

エ Aさんやご両親への支援、Bさんへの指導等を怠ったこと

法23条3項は、「学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする」と定める。

本条項は、学校に対し、いじめを受けた児童等又は保護者への支援及びいじめを行った児童・保護者への指導・助言をすべき義務を課すものである。

なお、前記支援、指導、助言は学校の複数の教職員によって行うべきことが明文で定められていることに注意すべきである。

本件においても、上北中学校は、前記ア及びイで述べた町基本方針が定める報告及び中学校基本方針が定める対策委員会の開催とともに、さらに進んで、同中学校の複数の教職員によって、Aさん及びご両親への支援、Bさん・保護者に対する指導・助言をすべきであった。Aさん及びご両親への支援を実践することによって、Bさんにサポートを頼んだことをAさん及びご両親へ適切に説明する機会も生まれ、Aさんにおいて、なぜ後ろのBさんから椅子を蹴られるのかという疑問が氷解し、思い悩む必要がなくなったであろうと考えられる。また、Bさん・保護者に対する指導・助言を実践することにより、Bさんが椅子を蹴られているAさんの心情に思いを致すこととなり、椅子を蹴るような態様で気付かせようとするのを止め、Aさんと和解し、Aさんのわだかまりが解消された可能性もある。ひいては、本件重大事態の発生に至らなかつた可能性も十分にあると考えられる。

ところが、上北中学校が前記支援、指導、助言をするまでに至らなかつた。このことは極めて残念である。

オ 教師用チェックリスト及びアンケートの実施上の不備

町基本方針は、「校内研修等、いじめへの対応に係る教職員の資質能力の向上を図る取組や、いじめの早期発見・いじめへの対処に関する取組方法等をあらかじめ具体的に定め、これらを徹底するため、「チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する」などといったような具体的な取組を盛り込んだり、これらに関する年間を通じた取組計画を定めたりする」「より実効性の高い取組を実施するため、学校基本方針が当該学校の実情に即してきちんと機能しているかを法第22条の組織を中心に点検し、必要に応じて見直すというP D C Aサイクルを、学校基本方針に盛り込むことが望ましい」(第2の2(1)イ(イ)及び(ウ))と定める。

中学校基本方針は、「教職員は、日頃から「いじめ早期発見チェックリスト」等を参照し生徒の変化に留意する」と定め「いじめ早期発見のためのチェックリスト(教師用)」の様式を定めている。また、教職員に対する「いじめ防止対策評価アンケート」を毎年2月に実施することとして、その様式も定めている(審資2)。

ところが、上北中学校において、「いじめ防止対策評価アンケート」について、生徒指導主事のa教諭は、当委員会の聴取り調査において、本件重大事態が発生した平成28年度の直近(平成27年2月)に、教職員に配布して実施したと説明するが、教職員が記入したチェックリストについて、その所在がわからない、と説明する。教職員から回収したが廃棄したため存在しないのか、そもそも回収していないため存在しないのか、ということについても、説明できなかった。

「いじめ早期発見のためのチェックリスト(教師用)」に至っては、回収していないばかりか各教師の作成・回答状況を全く集約しておらず、そもそも各教師がチェックリストを作成しているのかどうかも把握しておらず、各教師任せになっている実態が明らかとなった(再資27)。

実際、当委員会の聴取り調査において、「いじめ防止対策評価アンケート」「いじめ早期発見のためのチェックリスト(教師用)」を学校で配布され、作成・回答等をした事実やその時期について、記憶していないと説明をする者もあった(再資28)。

このような実態では、町基本方針が求めているような、当年度における問題点を抽出して次年度への改善につなげるというP D C Aサイクルの実現など望むべくもない。

(6) 上北中学校における審議会調査報告書の検討状況について

審議会から町教委に平成28年12月26日付けで調査報告書を提出され、上北中学校においても、これを読むことができる状況となった。

上北中学校は、本件重大事態が発生した学校であるから、審議会調査報告書において、いかなる事実があったと認定されたか、いかなる出来事がいじめとして認定され、認定されなかつたかなどを検証し、再発防止に努めなければならない立場にある。同

校の校長、教頭、学年主任、生徒指導主事等一定の役職にある者については、審議会調査報告書を自ら読んで内容を確認、認識すべきである。このことは、ご両親が審議会調査報告書の内容について不審点があると訴え、本件再調査要請をなされ、当委員会において再調査が行われていたことを考慮しても、何ら変わるものではない。

ところで、審議会調査報告書は、出来事①、③及び⑥がいじめであったと認定し、「当該生徒の自殺には、当該生徒が「いじめ」と認知した出来事……などの様々な背景が、複合的関与していたものと判断した」としているのだから、審議会調査報告書でさえも、いじめの事実が存在し、Aさんの自死の一因にいじめがあることを認定したのである。

そうであるにもかかわらず、i 教頭は、前記のような審議会調査報告書の認定事実を把握していなかった（再資 24）

また、i 教頭は、当委員会の聞き取り調査において、審議会調査報告書において複数の出来事がいじめであったと認定されたがいじめであったと認定された出来事にはどのようなものがあったか、と問われたが、驚くべきことに、一つも答えることができないどころか、椅子を蹴った件という誤った回答をした（再資 24）。

審議会調査報告書が発出されたにもかかわらず、学校関係者、とりわけ教頭のような他の教職員を統括する立場にある者の意識がこの程度であり、何らの反省もない状態で、学校として、将来に渡って、重大事態の再発防止に取り組んでいくことなどできるはずがない。

以上のとおり、上北中学校では、審議会調査報告書について、なすべき検証をし、再発防止に努め、又は実効的な措置をとった様子が窺われず、そもそも報告書の内容を精査したとも窺われない。本件重大事態が発生したことに対する反省が全く見受けられず、再発防止に向けた意欲も窺われない。極めて由々しい事態である。当委員会としては極めて遺憾であり、猛省を促したい。

8 いじめアンケートに関する問題

(1) いじめアンケートの概要

上北中学校において、中学校基本方針に基づき、年3回（5月、9月、12月）、全校生徒を対象として、実施することとされているものである（以下、単に「いじめアンケート」という。）。アンケートの結果は、各実施月のうちに、学年及び生徒指導部において検討することが中学校基本方針で定められている（審資 2）。

いじめアンケートの質問項目は、概ね次のとおりである。

- ① 「あなたは、今年の4月から今までにいじめられたことはありますか？」
- ② 「どのようないじめにあいましたか？」
- ③ 「何人くらいにいじめられましたか？」
- ④ 「今もそのいじめは続いていますか？」
- ⑤ 「そのいじめについて、今後どう対処するつもりですか？」

- ⑥ 「そのいじめを解決するために、学校にしてもらいたいこと」
- ⑦ 「あなたは、いじめを見たり、聞いたりしたことがありますか」
- ⑧ 「いじめに関して、自分のこと、友人のこと、他の人のことなど、知っていることや知らせたいことがあつたら、些細なことでも書いて下さい」

(2) 問題発覚の経緯

上北中学校では、本件重大事態発生後の8月22日に、全校生徒を対象として、「学校生活アンケート」と題するアンケート（以下「8月22日アンケート」という。）を実施した（審資12）。

8月22日アンケートの質問項目は、概ね次のとおりである。

- ① 「あなたは、今年の4月から今までに嫌な思いをしたことはありますか？」
- ② 「どのような嫌な思いをしましたか？」
- ③ 「何人くらいにそれをされましたか？」
- ④ 「今もそれは続いているですか？」
- ⑤ 「そのことについて、今後どう対処するつもりですか？」
- ⑥ 「それを解決するために、学校にしてもらいたいこと」
- ⑦ 「あなたは、友達が嫌な思いをするのを見たり聞いたりしたことがありますか？」
- ⑧ 「自分のこと、友人のことで嫌な思いをしているなど、気になることや知っていること、知らせたいことがあつたら、些細なことでも書いて下さい」
- ⑨ 「あなたは、自分がいじめだと思うことをやったことがありますか？」
- ⑩ 「それはどのようなことか書いてください」

このように、8月22日アンケートの質問項目は、いじめアンケートにおいて「いじめ」とあるのを「嫌な思い」に置き換えてあるが、概ねいじめアンケートの質問項目と変わらないものである。

この8月22日アンケートにおいて、①「あなたは、今年の4月から今までに嫌な思いをしたことはありますか？」との質問について、「あります」と回答した生徒が15人あった。

そこで、当委員会は、本件重大事態発生の直前である5月に実施されたいじめアンケート（以下「5月いじめアンケート」という。）において、①「あなたは、今年の4月から今までにいじめられたことはありますか？」との質問について、「あります」と回答した生徒が何人であったのか、Aさんのアンケート結果において、いじめにあつてていることを訴えるものがなかったか、他の生徒のアンケート結果において、Aさんがいじめにあつてていることを見たり聞いたりしたことを訴えるものがなかったか、調査する必要があると考え、上北中学校に対し、5月実施のいじめアンケートの所在を聴いたところ、これが適切に保管されていないことなどが判明したものである。

(3) いじめアンケートについての上北中学校教職員の説明

当委員会の聴取り調査における上北中学校教職員の説明は概要次のとおりである。

ア h教諭の説明（平成29年8月30日）（再資21）

5月いじめアンケートで回収したアンケート用紙は、今は存在しないし、記録に残してもいいない。

もともと5月にいじめアンケートを実施していないからではなく、実施はしたが、その後にアンケート用紙がなくなった。

5月いじめアンケートは、全校で実施するもので、本件学級でも実施している。

アンケート結果をh教諭自身も5月に見た。特に気になる記載はなかった。

保管は学級担任に一任されており、h教諭は、いつもであれば取っているのだが、たまたま、あるいは気になる記載がなかったので、シュレッダーにかけて廃棄したと思うが、シュレッダーにかけた時期はわからない。取ってあると思っていたが、後から自分の棚を見返したら、入っていなかった。

5月にアンケートを実施して、回収したアンケート用紙をすぐに廃棄したとは認識していないが、本件重大事態発生時にはもう廃棄していた。

アンケートの保管方法や保管期間について、本件重大事態発生までは、ルールがなく、学級担任に一任されていた。学校として回収するということもなかった。

保管場所についても、職員室で保管するという決まりもなかった。

アンケート結果を見るのは学級担任のみであり、学年主任も教頭も見ない。生徒指導部会のようなチームで集めるということもない。

もし気になる記載があれば、その話題を後に行われる教育相談で出すのだが、Aさんのアンケート結果において気になる記載がなく、6月1日Aさんの教育相談で話題に出すということは一切なかった。

今では、生徒指導部で一括してアンケート結果を集めて保管しているが、保管期間がどうなっているかはh教諭にはわからない。保管の責任者が誰かということも、それが校長か、教頭か、学年主任かということも知らない。生徒指導部で一括回収して金庫に入れていると思う。

8月22日アンケートで、嫌な思いをしたことがあると回答した人数が多いことの理由について、h教諭の覚えている事情として、LINE上のトラブルが夏休み中にあったり、部活動の中でのいざこざがあったり、祭りに行ったけれども約束の場所に来なかつたり、などのトラブルが夏の間に相当数あったようであり、そのため多くなったと理解している。

イ h教諭の説明（平成29年10月2日）（再資52）

廃棄したとするのであれば、学校の印刷室にあるシュレッダーで廃棄した。

シュレッダーにかけたということからしてはつきりしない。ということからすると、存在するかもしれない。

ただ、前の年のものが出てきていて残っているのに、5月のものが出てこない、ということからすると、5月のものを前の年のものと間違えてシュレッダーにか

けたのかもしれない。

捨てたという意識はない。

アンケートに何も記載がないと言ったが、女子で1件対応したことがあった。男子では何も記載がなかった。

いじめアンケートの1問目「4月から今までにいじめられたことがありますか」という質問で答えが「あります」「ありません」から選択するものであるが、何も記載がないというのは、全員「ありません」を選択したこと。

ウ a 教諭の説明（平成29年9月11日）（再資27）

回収したアンケート用紙は学級担任が見る。生徒指導部では目を通していない。

学級担任には、アンケートに少しでも言葉が書いてあれば、各学年の生徒指導部所属教員を通じて生徒指導部へ情報を伝えるようお願いしている。さらに、生徒指導部会で話をして、教頭、校長へと伝わっていく。

a 教諭は、本件学級の5月いじめアンケートの結果を直接見てはいない。

回収したアンケート用紙の処分については、各学級担任の裁量に任せていた。
保管について学校全体で認識を共にしていたことはない。

エ a 教諭の説明（平成29年9月28日）（再資47）

1年●組の5月いじめアンケートの回収したアンケート用紙は、a教諭も廃棄した。

廃棄の時期は、7月下旬の三者面談で保護者と話すときの資料として持っていたので、それ以降ということになるが、いつ廃棄したのかはつきり覚えていない。

廃棄の方法は、印刷室のシェレッダーにかけた。

廃棄した事実及び廃棄の時期を報告することにもなっていなかった。

学校が学級担任に対し、適切に廃棄するよう指示したこともないし、管理の方法を指導したこともない。

1年●組では、5月いじめアンケートでは、何らかの問題のある記述をした生徒はいなかった。1問目「今年の4月から今までにいじめられたことはありますか」という質問で、皆「ありません」という回答だった。「あります」と答えたのは一人もいなかった。

いじめアンケートの結果は、集計まではしていない。

本件重大事態発生後の9月以降のいじめアンケート（平成28年度の2回目・3回目のいじめアンケート）は、校長室で生徒が卒業するまで保管することとなった。

オ g 講師の説明（平成29年9月11日）（再資28）

g講師は1年▲組の学級担任であったが、5月いじめアンケートの回収したアンケート用紙については、特に指示がなかったので、相談内容を書いてきた生徒については、個別面談又は教育相談を通じて、解決・収束した後に廃棄した。

5月いじめアンケートで、1年▲組でいじめられたことがあると書いた生徒は、

はっきりとした数は覚えていないが、5人ないし10人に満たないくらいであった。

いじめられたことがありますと書いた生徒については、教育相談でその具体的な内容を聞いたり、その後に個別で面談を実施したりなどの対応をした。

カ f 学年主任の説明（平成29年9月11日）（再資26）

5月いじめアンケートで、Aさんについてはh教諭から情報が上がってきていないので、f学年主任としては何にもないと判断していた。5月いじめアンケートでAさんが何も書いていないからh教諭も何もないとと思っていたのだと思う。

回収したアンケート用紙は、今は存在しないので、どう書いてあったのかということはわからない。

キ i 教頭の説明（平成29年9月5日）（再資27）

いじめアンケートをとった後、回収したアンケート用紙を取っておくようにという指示はしていなかったので、5月いじめアンケートの回収したアンケート用紙は残っていない。

回収したアンケート用紙が残っていないことについて、県から確実に取っておくようにという指示のある「体罰に関するアンケート調査」とは異なり、いじめアンケートの保管については学校に任せていたものと判断していた、危機管理意識が薄かったといわれるのであればそのとおりかとは思う。

本件学級以外のクラスについても、回収したアンケート用紙の保管については学級担任の判断に任せていて、i教頭から指示していなかったので、残っているクラスもあれば残っていないクラスもあるという実態である。

学級担任において、当然取っておいているだろうと思い特に指示していなかつたが、甘かったと指摘されればそのとおりである。

保管者、保管場所、保管期限について、特に規定を設けていなかった。一応、学級担任が持つことにしていました。

本件重大事態が発生した時点で、5月いじめアンケートの回収したアンケート用紙を集める作業としては、本件学級のみ提出を求めたが、処分したという申し出であった。h教諭からは教育相談後に処分したと聞いている。

1年●組、1年▲組の分、2学年、3学年の分は提出を求めていない。

本件重大事態発生後は、いじめアンケートの保管期限については、当該生徒の学年が卒業するまで、保管者は校長、保管場所は校長室と決めている。

ク c 校長の説明（平成29年9月19日）（再資34）

5月いじめアンケートの回収したアンケート用紙については、本件学級のみについては、廃棄したと聞いている。学級担任から、何も書き込みがなかったので廃棄した、と本件重大事態発生後に報告を受けている。

廃棄した時期までは確認していない。

その廃棄が順当な手続によるものだったかどうかを問われても、わからない。

本件学級は書込みが一件もなかったのかを問われても、記憶がない。廃棄したということはAさん以外の生徒も含めて全て何もなかったということかと問われても、記憶がない。

8月22日アンケートで嫌な思いをしたことがあると回答した人数が増えたことの理由について、本件重大事態発生直後に実施したアンケートであり、Aさんは1年生の中で接点があるわけだから、増えるのは当然とc校長は考える。

本件重大事態発生前のいじめアンケートの保管方法は、生徒指導部で一覧表にまとめた後、回収したアンケート用紙の原本については破棄するということで進めてきていたが、正確に言うと、破棄するというルールを定めていたわけではない。

保管者、保管場所、保管期限については、定めていなかった。

本件重大事態発生後は、c校長の指示に基づき、保管場所は校長室の棚、保管期限は当該生徒が卒業するまでと決めたが、そのことを文書化はしていない。

5月いじめアンケートが全クラス分破棄されているかどうかということについては、一律ではないと思う。ただ、本件学級のものについては破棄された。

5月いじめアンケートが1学年の全てのクラスで破棄されたとi教頭がいうのであれば、そのとおりなのだと思う。

(4) いじめアンケートについての上北中学校の報告

ア 5月いじめアンケートの存否を本件重大事態後に確認したか

「1学年については平成28年8月21日の午後までに確認した。2・3学年については平成28年8月22日までに確認した」「1年★組については学級担任hと生徒指導主事aが確認した。他の学級については各学級担任が確認した」(再資76)

イ 存否確認の結果

① 1年●組

「教育相談（5月下旬～6月初旬）、三者面談（7月下旬）後、シュレッターにかけ廃棄した。あるいは、年度末の3月にシュレッターにかけ廃棄したかもしれない」(再資67)

② 1年▲組

「教育相談後、シュレッターにかけ廃棄したと思う」(再資67)

③ 本件学級

「『廃棄したという意識がないうちになくなっていた』という表現が最もふさわしいということです。したがって、明確な記憶がないということです」(再資35)。

④ 2学年・3学年

「全て廃棄済みである。2年▼組は年度末に、他の学級は1学期末から夏休み

中にかけて、各学級担任が、シュレッダーにかけ廃棄した」（再資 7 6）

ウ 5月いじめアンケートをまとめたものが残っているか

「まとめたものは作成していない。この点については、聞き取りの場で曖昧な回答をしてしまいましたが、上記のとおり訂正させていただきます」（再資 3 5）

エ 平成 27 年度に実施したいじめアンケートの存否等

「27 年度のアンケートはすべて廃棄済みである」（再資 7 6）

オ 本件重大事態後にいじめアンケートの保管方法等を定めた経緯

「一度に全てを定めたわけではない。平成 28 年 8 月 25 日の臨時職員会議で、事案発生後のアンケート原本を保管するように口答で指示した」「内規等の書類はないが、平成 29 年 1 月 12 日の職員会議で生徒指導部提案として『学校生活アンケート（1ヶ月毎にとるもの）含め教育相談のアンケートなど生活指導部で保管します。必要な物はコピーし、原版を a までお願いします。校長室の金庫に保管します』と定めた。保管期限については、当面卒業するまでと口頭で伝えた」（再資 7 6）

(5) 問題点

ア 保管方法の定めがなかったこと

以上見てきたとおり、上北中学校では、本件重大事態発生まで、いじめアンケートの回収したアンケート用紙について、保管者、保管場所、保管期間その他の保管方法について、定めがなかった。このため、回収したアンケート用紙の保管は、事実上、各学級担任任せとなっていた。

そして、各学級担任はどうしていたかといえば、保管期間や廃棄する要件についての定めもなかったため、学級担任の中には、シュレッダーにかけて廃棄した、と述べる者もあるが、シュレッダーにかけたかどうか明確に述べることができない者もあった（再資 2 1, 3 5, 5 2）。生徒のプライバシー情報が記載されたアンケート用紙について、廃棄したかどうかもわからず、所在が不明となっているというのは由々しき事態であるといわざるを得ない。h 教諭は、「廃棄したという意識がないうちになくなっていた」と上北中学校に報告しており（再資 3 5），廃棄した事実の確認さえできないままアンケート用紙の行方が知れない、というのは、いじめ防止対策という観点のみならず情報管理という観点においても、杜撰であり、極めて危ういものを感じる。

上北中学校の教職員の中には、県から保管の指示を受けていなかった、と述べる者もあるが（再資 2 7），アンケート用紙には、生徒個人の、自分がいじめられた、又は他の生徒がいじめられているのを見聞きした、といったプライバシーに属する情報が記載されているのであるから、その取扱いがおそそかであってよいはずがない。その保管はとりわけ慎重になされなければならないことは明らかである。

そうすると、県から保管の指示を受けていたかどうかということは問題ではな

く、中学校の責任において適切に保管すべきことは自明のことである。

以上によれば、保管方法の定めを設けていなかったことについて、上北中学校は猛省すべきである。

なお、町内の他の学校においても、いじめアンケートの回収したアンケート用紙の保管者、保管場所、保管期間その他の保管方法について、適切に定めているかをこの機会に確認し、適切に定めていなければ、速やかに定めを設けるべきである。

イ 本件重大事態発生後に定めた保管期間も十分とはいひ難いこと

いじめアンケートは、後にいじめ事案が発生したときに、検証のために用いられることが想定されるから、可及的に長期間保存しておくのが望ましいものである。上北中学校では、保管方法の定めがないことから、教育相談や三者面談が終われば廃棄していた学級担任が多いようであるが、それではあまりにも短すぎる。上北中学校では、本件重大事態後は、アンケートに答えた生徒が同中学校を卒業するまで保管するように定めたようであるが、これだと3学年の1・2月に実施したいじめアンケートの場合には保管期間はせいぜい3～4か月にしかならないし、中学校時代に潜在化していたいじめが高校等に進学してから顕在化して重大事態発生に至るような場合には中学校で実施したいじめアンケートを卒業後に検証する必要が出てくる。このようなことも考えると、アンケートに答えた生徒が中学校を卒業するまでとする保管期間についても十分な期間であるとは言いたい。

このように考えると、少なくとも3年間は保管すべきであり、5年間保管するのが望ましいものと考える。

ウ 5月いじめアンケートの検証が不可能になったこと

前記(2)で述べたとおり、本件重大事態発生後の8月22日アンケートにおいて、①「あなたは、今年の4月から今までに嫌な思いをしたことはありますか?」との質問について、「あります」と回答した生徒が15人あったことから、当委員会としては、本件重大事態発生直前の5月いじめアンケートにおいて、①「あなたは、今年の4月から今までにいじめられたことはありますか?」との質問について、「あります」と回答した生徒が何人であったのか、Aさんのアンケート結果において、いじめにあっていることを訴えるものがなかったか、他の生徒のアンケート結果において、Aさんがいじめにあっていることを見たり聞いたりしたことを訴えるものがなかったか、調査する必要があると考えた。

しかしながら、前述のとおり、上北中学校では、本件学級のアンケート用紙の行方がわからず、廃棄したかどうかさえもはっきりしない。本件学級以外の全クラスのアンケートについては、上北中学校は、全て廃棄済みだというのである(再資76)。後述するように、上北中学校教職員の説明や同中学校の報告には不審な点が多く、全て廃棄済みだという上北中学校の報告を信用することなど全くできないが、上北中学校が当委員会に対しそう報告する以上、当委員会としてはこれ以上に

アンケート用紙の所在を調査する手段がない。

結局、いじめアンケートの保管方法に定めがなかったために、本件重大事態発生後に、遡って5月いじめアンケートを検証することが不可能となったものであり、当委員会としては、極めて残念である。

ところで、h教諭は、本件学級の回収したアンケート用紙について、平成29年8月30日の当委員会の聴取り調査において、特に気になる記載はなかった旨説明している（再資21）。

しかし、前記(1)で述べたいじめアンケートの質問事項の体裁からして、生徒が誰一人として、いじめられたことがない、いじめを見たり、聞いたりしたこともない、いじめに関して、自分のこと、友人のこと、他の人のことなど、知っていることや知らせたいことも何もない、という回答結果になったことはにわかに信じがたく、8月22日アンケートの結果と対比しても、両アンケート実施日の間に本件重大事態発生という事実があったにせよ、差が大きすぎて疑義がある。

そうであるからこそ、5月いじめアンケートの回収したアンケート用紙の原本を是非とも確認したいところであったが、アンケート用紙が残っていないと上北中学校から報告されたことは、誠に遺憾である。

エ 上北中学校教職員の説明及び同中学校の報告の不審点

ここで、5月いじめアンケートの回収したアンケート用紙の存否についての上北中学校教職員の説明及び同中学校の報告の内容をあらためて精査する。

h教諭は、本件学級の回収したアンケート用紙について、平成29年8月30日の当委員会の聴取り調査において、「私いつもであれば取ってたんですけども、たまたまというか何もなかったのでシュレッダーに入れたんだと思います。取つてあると思って後から見返したというか、自分の棚を見たんですけども、入つてなかつたので」「自分でも時期がわからないんです。本当に。あったと思って出したのがその前の年のものだったりして実際に取つたものが手元になくて、だから間違えて前の年のものと入れ替わつてしまつてシュレッダーにかけたものなのか」（再資21），同年10月2日の当委員会の聴取り調査において、「前の年のものが残つてたりするので」「前の年のだけ出てきて、その年のものが出てこなかつた。もしかしたら、間違つて前の年のものをシュレッダーにかけたつもりが、その年のものを・・・」（再資52）と説明している（以上、波線は当委員会。以下、本項において同じ。）。

このように、h教諭の説明によれば、5月いじめアンケートの回収したアンケート用紙については見当たらないが、h教諭は普段は回収したアンケート用紙を取つておいており、前年のアンケート用紙と入れ替わつて5月いじめアンケートのアンケート用紙を廃棄してしまつた、旨述べていた。また、前年のアンケート用紙が残つていたことを述べるものもある。

ところが、上北中学校は、当委員会に対し、同年12月20日付け文書で、「27年度のアンケートはすべて廃棄済みである」（再資76）と報告している。そもそも、わずか1年前のいじめアンケートのアンケート用紙を、特に廃棄するよう指示されていたわけでもないのに、全学年全クラス分廃棄してしまっていた、ということがあり得るのか疑義がある。上北中学校の前記12月20日付け文書の報告内容は、それ自体がにわかに信じがたい上に、前記のh教諭の「前の年のものが残ってたりする」「前の年だけ出てき」たという説明内容とも明確に食い違うものであり、到底信用することができない。

次に、上北中学校の同年11月7日付け文書によれば、a教諭は、1年●組の回収したアンケート用紙について、「教育相談（5月下旬～6月初旬）、三者面談（7月下旬）後、シュレッターにかけ廃棄した。あるいは、年度末の3月にシュレッターにかけ廃棄したかもしれない」と上北中学校に報告している（再資67）。

ところが、上北中学校は、同年12月20日付け文書において、本件重大事態発生後に5月いじめアンケートのアンケート用紙の存否を確認したが、「1学年については平成28年8月21日の午後までに確認した」とした上で廃棄済みだと報告しているのである。上北中学校の報告内容が真実であるとすると、平成28年8月21日よりも後の「年度末の3月」（これは平成29年3月のこととしかない）にアンケート用紙が残っている可能性のあるような報告をするのもおかしいし、平成28年8月21日にアンケート用紙の存否を確認されていながらその後の平成29年3月に漫然とアンケート結果を廃棄するというのもおかしい。

このように、a教諭の「年度末の3月にシュレッターにかけ廃棄したかもしれない」という説明内容と上北中学校の「平成28年8月21日の午後までに確認した」という報告内容は、両立し難いものであるが、既に述べたとおり、上北中学校の当委員会に対する報告内容はもはや到底信用できないものであることからすると、そもそも本件重大事態発生直後の平成28年8月21日に5月いじめアンケートのアンケート用紙の存否を確認したという報告内容を信用することもできない。

i教頭は、平成29年9月5日の当委員会の聴取り調査において、「学担の判断に任せておりましたものですから、私の方で指示しておりませんでしたので、残っているクラスもあれば、残っていないクラスもあるといったところが、実態です」と説明し、また、平成28年8月の時点で1年●組と1年▲組のアンケート用紙について提出を求めていない、本件学級の分しか求めていない、1年●組と1年▲組の分は今から探せばあるかどうか、「そうですね、ちょっとそこは、定かでありません」と説明しております、今から探しても、もう廃棄済みで存在しない、と説明していないのである（再資27）。上北中学校の、5月いじめアンケートのアンケート用紙の存否を平成28年8月21日、22日で全学年全クラス分確認し、廃棄済みであった、という報告は全く信用に値しない。

9 本人の特性、思春期の特性などを自死の原因に挙げることの適否

審議会調査報告書は、「本審議会は、当該生徒の自殺には、当該生徒が「いじめ」と認知した出来事だけではなく、「本人の特性」「小学校から中学校への大きな環境の変化」「中学校における支援体制」「思春期の心性」「2学期を迎える直前の不安や緊張」などの様々な背景が、複合的に関与していたものと判断した」と報告している（審議会調査報告書33頁）。これは果たして妥当か。

当委員会は、Aさんの自死の原因として、「本人の特性」「小学校から中学校への大きな環境の変化」「思春期の心性」「2学期を迎える直前の不安や緊張」などの本人の主観的事情を殊更に挙げることには躊躇を覚える。

本件では、Aさんの遺したメモに、複数の生徒の行為が自死の原因であると明確に記述されており、かつ、この記述に対応するいじめに該当すると認められる具体的な行為が存在するから、端的に、それらのいじめに該当すると認められる具体的な行為が原因であると認定すれば十分であるように思われる。

これに対し、「本人の特性」「思春期の心性」については、そのような事情が自死の原因となったことを具体的に証明する証拠が何ら見当たらないのであって、推測の域を出ないものというべきである。

また、「小学校から中学校への大きな環境の変化」についても、環境の変化というべきもののはあっただろうが、それが自死の原因となったというのは論理に飛躍がある。「2学期を迎える直前の不安や緊張」については、そもそもそのような不安や緊張があったことの証拠もなく、認められない。

このように、本件においては、「本人の特性」「小学校から中学校への大きな環境の変化」「思春期の心性」「2学期を迎える直前の不安や緊張」などの本人の主観的事情が自死の原因となったとは認められない。

なお、一般論として、いじめ問題の調査において、前記のような本人の主観的事情を自死の理由としてあえて挙げることが許されるのは、仮に、いじめに該当すると認められる具体的な行為が存在しなかったとしても、なお、本人の主観的事情により自死を選択したといえるような極めて例外的な場合に限られるべきものと解する。こうした例外的な場合でなければ、殊更に本人の主観的事情を自死の原因として挙げることは、いじめ問題の調査においては、厳に慎まなければならないものと考える。

その理由は次のとおりである。

まず、本人の主観的事情といつても、児童生徒には個性があり、その個性は多種多様であって、本人の主観的事情というものがこうした多種多様な個性と密接に関わるものである以上、こうした個性の領域に属すべきものが自死を選択することに影響したとしても、これを自死の原因というのはそもそも適切でない。

また、いじめに該当する行為があつて本人が心身の苦痛を訴え自死に及んだ場合に、本人の主観的事情を自死の原因として殊更に挙げることには、自死の原因の本質がい

じめにあることを見えにくくさせ、事案の解明や再発防止策の検討がかえって妨げられるおそれがあるという弊害がある。

さらに、被害者、遺族にとっても、殊更に被害者本人の内心を自死の理由に挙げられることで、被害者本人にも落ち度があった、本人にも悪いところがあったなどの評価をされたとの印象を与えかねず、二次被害を招来しかねないという弊害もある。

したがって、自死の理由に本人の主観的事情を挙げることは、謙抑的でなければならないものと考える。

本件では、前述のとおり、本人の主観的事情が自死の原因となったことを裏付ける証拠がそもそも存在しないため、本人の主観的事情が自死の原因となったとは認められないが、証拠がないことを描いても、本件では、いじめに該当する認められる具体的な行為がなかったとしたとしても、本人の主観的事情により自死を選択したと認めるに足りる事情は何ら見当たらないから、本人の主観的事情を自死の理由としてあえて挙げてよい例外的な場合であるとは考えられない。

以上によれば、審議会調査報告書がAさんの自死の理由としてあえて「本人の特性」などの主観的事情を挙げたことは、妥当でないものと考える。

第8 再発防止策の提言

再発防止策については、審議会調査報告書7(3)諮問事項3「再発防止策について」(同報告書33頁ないし47頁)において詳しく報告されており、その内容は概ね是認できるものである(ただし、41頁7行目「出来事④についても」から42頁2行目「議論する必要がある」までを除く。)。

当委員会の再調査に基づく再発防止策の提言としては、前記第7の7及び8で述べた不適切対応を改善することに尽きるのであるが、次のとおり整理した。

1 ピアサポート的手法採用上の注意点

(1) 特別の支援を要する生徒への対応

特別の支援を要する生徒に対しては、原則として、ピアサポート的手法を採用してはならない。

(2) インフォームド・コンセント

ピアサポート的手法を採用する場合には、サポートを受ける側の生徒の心情に配慮し、同生徒及びその保護者に事前の説明をした上で了承を得るべきである(いわゆるインフォームド・コンセント)。了承が得られないのであればピアサポート的手法を実施してはならない。

(3) サポーターの事前訓練、サポート実施中のチェック及びフォロー

ピアサポート的手法を採用する場合に、サポーターには事前に訓練した生徒を選任し、サポートを実施している間はサポートが適切に行われているかどうかを教職員がチェックし、フォローすべきである。

- (4) 不適当であることが判明した場合には躊躇なく中止すべきこと
万が一、インフォームド・コンセントなくしてピアサポートを開始した場合に、後から、サポートを受ける側の生徒にとってそれが本意でないことが判明した場合など不適当であることが判明した場合には、躊躇なくサポートを中止すべきである。
- (5) その他的心構え
ピアサポート的手法を採用することを、教職員の負担軽減のためのものと位置づけてはならない

2 いじめられている生徒からのサインを見逃さないための注意点

- (1) 法2条の「いじめ」の定義及び要件を精密に理解すべきこと
教職員一人一人が、法2条の「いじめ」の定義及び要件を精密に理解するよう努めるべきである。単に、「被害者がいじめられていると感じたらいじめである」というような、現行法の条文の文言から離れた標語的な内容の理解にとどまつていては、精密に理解したものとはいはず、適切でない。
また、なぜ現行法のような定義及び要件が定められるに至ったのか、「いじめ」の定義及び要件が歴史的にどのように変遷し拡大してきたのか、そのような変遷をしてきたのはなぜかということについても学ぶべきである。これを理解することは、過去の「いじめ」の定義等にどのような問題があったかを知ることになり、現行法の「いじめ」の定義等を理解することにも役立つ。

- (2) いじめ防止対策に資する研修の実施
教職員が前記(1)の理解を深めることに資するため、毎年度1回以上はいじめ防止対策に係る研修を実施すべきである。この研修は形式的なものであってはならず、単に職員会議等で関係する資料一式を配布し、会議内の限られた時間で要点を一方的に説明するだけのような簡単なものであってはならない。専らいじめ防止対策の研修を実施するためだけの時間を確保すべきである。

- (3) いじめられている生徒に対する聴取りは慎重に実施すべきこと
いじめられていると訴えている生徒に対する聴取りを実施する際には、慎重に、時間をかけて懇切丁寧に聴取りを行うべきである。聴取りを1回ないし1日で終わりにせず、複数回、複数日にわたって、交互に複数の教職員（スクールカウンセラーを必ず関与させるべきである。）により実施すべきである。いじめられている旨の訴えが生徒本人からではなく保護者からなされている場合には、生徒本人に聴取りをしても、屈辱感や劣等感から、平常を装い、いじめられている事実を正直に申告しなかったり、過少に申告する可能性もあることに思いを致し、聴取りにあたるべきである。

聴取りを担当する教職員について、聴取りのスキルを向上させるための研修を実施しておくべきである。

- (4) いじめを見聞きしている可能性のある生徒への聴取りも実施すべきこと
前記(3)でも述べたとおり、いじめられている生徒が屈辱感等からいじめられてい

る事実を正直に申告しない可能性もあることから、いじめを見聞きしている可能性のある生徒の探知・発見に努め、発見された場合には、その生徒に対し、慎重に、懇切丁寧な聴取り調査をすべきである。

3 町基本方針及び中学校基本方針を遵守すべきこと

(1) 町教委への報告を速やかにすべきこと

いじめを探知した場合に、町基本方針で求められている町教委への報告を速やかにすべきである。特に、第一報は直ちにすべきである。

(2) いじめ・不登校等対策委員会を開催すべきこと

中学校基本方針の定める対策委員会を緊急に招集、開催して、対策を協議し実行に移すべきである。なお、きずな会議をもって対策委員会の代用とすることは許されない。

(3) いじめ防止対策評価アンケート等の実施、回収、管理

中学校基本方針の定めるいじめ防止対策評価アンケート及びいじめ早期発見のためのチェックリストを個々の教職員に対し確実に実施させた上で、教職員が作成したものを作成したものを学校が回収、保管し、次年度の運用において改善すべき点を検討すべきである（いわゆるP D C Aサイクルの実効化）。

4 いじめアンケートで回収したアンケート用紙を保管すべきこと

保管者、保管場所、保管期間その他の保管方法について、明文で定めを設けるべきである。

少なくとも5年間は保管すべきである。

5 その他本件で教訓とすべきこと

(1) 情報交換で小学校から得た内容を中学校は鵜呑みにしないこと

情報交換で小学校から得た内容については、これを鵜呑みにするのではなく、中学校における学校生活を通して検証し、情報を更新し、生徒への対応方針に反映させていくべきである。

(2) 審議会調査報告書及び本報告書を精査すること

審議会の調査及び当委員会の再調査によって、いかなる事実があったと認定されたか、いかなる出来事がいじめとして認定されたか、学校のいかなる対応が問題とされているなどを検証し、再発防止に努めるべきである。

6 上北中学校はご両親等への謝罪をすること

過去の失敗の反省なくして、将来に向けて改善していくことなど望むべくもない。

残念なことに、本件において、これまで、上北中学校からご両親に対し、真摯な謝罪がなされたとは認められない。

本報告書を読んで反省するところがあるのならば、速やかにご両親に謝罪すべきである。

また、Bさん及びそのご両親に対しても、Aさんのサポートをさせるというそれ自体

不適切なことを依頼したことを謝罪すべきである。

これらの反省と謝罪のないまま行われるいかなる再発防止策も、真にいじめ問題の再発を防止するものとはなり得ないことを上北中学校は肝に銘ずるべきである。

おわりに

当委員会は、平成29年3月27日に再調査を求められてから約11か月にわたり、再調査及び報告書の作成を行ってきました。

調査期間が長くなつたことにより、関係者の皆様には、大変ご迷惑をおかけしたことと思います。ご遺族であるご両親をはじめとして、◆小学校及び上北中学校の教職員の皆様、生徒と家族の皆様、お忙しい中聴取り等の調査に快くご協力をいただき誠にありがとうございました。この場を借りて感謝申し上げます。

再調査にあたつては、審議会調査報告書についてご両親から要請のあつたことを主に検討し、本報告書でその経過と結果について委員会の見解をまとめています。

本事案は、一人の若者が自ら命を絶つという切ない事件でした。再調査活動をしながら本人の気持ちを思うと、二度とこのようなことを起こしてはならないと思います。

しかしながら、このような事例の発生が全国各地で後を絶たず、社会問題となつて現実もあります。

教育現場で起こつてゐるいじめや自死等を単に学校や教育現場の問題として捉えるだけではなく、学校を取り巻く地域、行政などすべての人が真剣にこの問題と向き合う時が来ているのではないかと感じます。

この再調査報告書がその一助となることを願っています。

(別紙)

資料一覧表

資料番号	資料の標目又は標題	作成年月日	文書番号	作成者
1	上北中学校におけるスクールカウンセラーについて(依頼)	H29. 5. 26		当委員会委員長久保富男
2	上北中学校におけるスクールカウンセラーの関わりについて(回答)	H29. 6. 8	東北教学 199	教育委員会教育長乙山博道
3	特別な教育的ニーズのある児童生徒を支援するために(リーフレット)			青森県教育委員会
4	すべてのお子さんが十分な教育を受けるために(リーフレット)			青森県教育委員会
5	青森県教育支援ファイル(「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」)作成の手引き	H29. 3		青森県教育委員会
6	いじめの重大事態の調査に関するガイドライン	H29. 3		文部科学省
7	いじめの防止等のための基本的な方針	H25. 10. 11 (最終改定 H29. 3. 14)		文部科学大臣
8	再調査委員会への質問事項	H29. 6. 22		ご両親
9	面談記録(音声データ及び反訳書) 面談日 H29. 6. 22(第1回調査部会) 面談対象 ご両親			
10	子供の自殺が起きたときの背景調査の指針(改訂版)	H26. 7. 1		児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議
11	聴取記録(録音データ及び反訳書) 聴取日 H29. 7. 24(第2回調査部会) 聴取対象 d 教諭(◆小5, 6年次学級担任)			
12	聴取記録(録音データ及び反訳書) 聴取日 H29. 7. 25(第3回調査部会) 聴取対象 1 教諭(◆小4年次学級担任)			
13	聴取記録(録音データ及び反訳書) 聴取日 H29. 7. 25(第3回調査部会) 聴取対象 k 教諭(◆小2, 3年次学級担任)			
14	面談記録(録音データ及び反訳書) 面談日 H29. 8. 4(第4回調査部会) 面談対象 ご両親			
15	聴取記録(録音データ及び反訳書) 聴取日 H29. 8. 4(第4回調査部会) 聴取対象 e 教諭(◆小校長)			
16	東北町立上北中学校における資料等の照会及び資料提供について(依頼)	H29. 7. 28	東北総務 262	東北町長蛭名鉄治
17	東北町立上北中学校における資料等の照会及び資料提供について(回答)	H29. 8. 3	東北教学 355	東北町教育委員会教育長乙山博道
18	東北町立◆小学校における資料等の照会及び資料提供について(依頼)	H29. 7. 28	東北総務 265	東北町長蛭名鉄治
19	東北町立◆小学校における資料等の照会及び資料提供について(回答)	H29. 8. 3	東北教学 356	東北町教育委員会教育長乙山博道
20	面談記録(録音データ及び反訳書) 面談日 H29. 8. 30(第5回調査部会) 面談対象 ご両親			
21	聴取記録(録音データ及び反訳書) 聴取日 H29. 8. 30(第5回調査部会) 聴取対象 h 教諭(上北中1年次学級担任)			
22	平成29年度上北中学校いじめ防止基本方針			上北中学校
23	聴取記録(録音データ及び反訳書) 聴取日 H29. 9. 5(第6回調査部会) 聴取対象 n スクールカウンセラー(上北中)			

24	聴取記録(録音データ及び反訳書) 聴取日 H29. 9. 5(第6回調査部会) 聴取対象 i 教諭(上北中教頭)		
25	聴取記録(録音データ及び反訳書) 聴取日 H29. 9. 5(第6回調査部会) 聴取対象 o 教諭(上北中教務主任)		
26	聴取記録(録音データ及び反訳書) 聴取日 H29. 9. 11(第7回調査部会) 聴取対象 f 教諭(上北中学年主任)		
27	聴取記録(録音データ及び反訳書) 聴取日 (第7回調査部会) 聴取対象 a 教諭(上北中1年●組学級担任)		
28	聴取記録(録音データ及び反訳書) 聴取日 H29. 9. 11(第7回調査部会) 聴取対象 g 教諭(上北中1年▲組学級担任)		
29	聴取記録(録音データ及び反訳書) 聴取日 H29. 9. 11(第7回調査部会) 聴取対象 j 教諭(上北中副担任)		
30	聴取記録(録音データ及び反訳書) 聴取日 H29. 9. 11(第7回調査部会) 聴取対象 K		
31	聴取記録(録音データ及び反訳書) 聴取日 H29. 9. 11(第7回調査部会) 聴取対象 L		
32	聴取記録(録音データ及び反訳書) 聴取日 H29. 9. 11(第7回調査部会) 聴取対象 M		
33	聴取記録(録音データ及び反訳書) 聴取日 H29. 9. 15(第8回調査部会) 聴取対象 m 教諭(◆小情緒学級担任)		
34	聴取記録(録音データ及び反訳書) 聴取日 H29. 9. 19(第9回調査部会) 聴取対象 c 教諭(上北中校長)		
35	9月19日の聞き取り調査に係る確認事項について(回答)	H29. 9. 22	東北町立上北中学校校長 c
36	「以下の内容について「事実確認」という視点からご質問します」との文章から始まる文書	H29. 9. 22	b
37	電子メール(送信者上北中学校長, 日時 2016. 7. 19 14:24:01, 件名 1期分児童生徒指導状況報告書の提出について【上北中学校】)	H28. 7. 19(送信日時)	上北中学校長(送信者名義)
38	平成28年度 I 期分児童生徒指導状況報告書	H28. 7. 19	東北町立上北中学校
39	いじめ防止対策推進法に基づく報告	H28. 8. 23	上北中(親)5 東北町立上北中学校校長 c
40	いじめ防止対策推進法に基づく報告	H28. 8. 23	上北中(親)6 東北町立上北中学校校長 c
41	いじめ防止対策推進法に基づく報告件数／児童生徒指導状況報告書	H29. 3. 27	東北町教育委員会
42	ご連絡(d先生宛て)	H29. 10. 2	当委員会委員長久保富男
43	回答書	H29. 10. 10	d
44	ご連絡(Eさんの保護者様宛て)	H29. 10. 2	当委員会委員長久保富男
45	質問事項兼回答書	H29. 10. 9	L
46	聴取記録(録音データ及び反訳書) 聴取日 H29. 9. 22(第10回調査部会) 聴取対象 f 教諭(上北中学年主任)		
47	聴取記録(録音データ及び反訳書) 聴取日 H29. 9. 28(第12回調査部会) 聴取対象 a 教諭(上北中1年●組学級担任)		

48	聴取記録(録音データ及び反訳書) 聴取日 H29. 9. 29(第13回調査部会) 聴取対象 M, N			
49	聴取記録(録音データ及び反訳書) 聴取日 H29. 9. 29(第13回調査部会) 聴取対象 ご両親			
50	平成28年度年間行事予定	H28	△	東北町立上北中学校
51	スマイルライフ	H28	△	A
52	聴取記録(録音データ及び反訳書) 聴取日 H29. 10. 2(第14回調査部会) 聴取対象 h 教諭(上北中1年★組学級担任)			
53	平成28年度1学年第1回進路志望状況調査 (欄外に「・パソコンに向かっていることが多い」「・おじいちゃん」と「・宿だいは家で」との書き込みがあるもの)	H28. 7	△	A, O
54	聴取記録(録音データ及び反訳書) 聴取日 H29. 10. 2(第14回調査部会) 聴取対象 ご両親			
55	児童指導要録の提供について(依頼)	H29. 10. 18	△	当委員会委員長久保富男
56	小学校児童指導要録(B分)写し	H29. 10. 18	△	#小学校校長 p
57	小学校児童指導要録(A分)写し	H29. 10. 18	△	#小学校校長 p
58	ご連絡(J君のお父様宛て)	H29. 10. 2	△	当委員会委員長久保富男
59	回答書	H29. 10. 23	△	K
60	録音記録(録音データ及び反訳書) 録音日 H28. 9. 14 録音内容 ご両親と c 校長の会話			
61	録音記録(録音データ及び反訳書) 録音日 H28. 8. 25 録音内容 ご両親と c 校長, f 学年主任及び h 学級担任の会話			
62	ご連絡	H29. 10. 30	△	当委員会委員長久保富男
63	質問事項兼回答書	H29. 11. 6	△	M, N
64	照会書(東北町教育委員会教育長乙山博道殿宛てのもの)	H29. 10. 30	△	当委員会委員長久保富男
65	回答書	H29. 11. 6	東北教学 547	東北町教育委員会教育長乙山博道
66	照会書(東北町立上北中学校校長 c 殿宛てのもの)	H29. 10. 30	△	当委員会委員長久保富男
67	再調査に係る照会事項について(回答)	H29. 11. 7	△	東北町立上北中学校校長 c
68	聴取記録(録音データ及び反訳書) 聴取日 H29. 11. 9(第15回調査部会) 聴取対象 N			
69	ご連絡(L様宛て)	H29. 11. 15	△	当委員会委員長久保富男
70	質問事項兼回答書	H29. 11. 19	△	L
71	ご連絡(B君の保護者様宛て)	H29. 11. 15	△	当委員会委員長久保富男
72	質問事項兼回答書	H29. 11. 20	△	P, B
73	ご連絡(d先生宛て)	H29. 11. 22	△	当委員会委員長久保富男
74	回答書	H29. 11. 28	△	d
75	照会書	H29. 12. 12	△	当委員会
76	12月12日付け再調査に係る照会事項について(回答)	H29. 12. 20	△	東北町立上北中学校校長 c